

(第一類 第八号)

第七十一回国会 農林水産委員会議録 第十三号

(1171)

昭和四十八年四月四日(水曜日)

午前十時四十四分開議

出席委員

委員長 佐々木義武君

理事 仮谷 忠男君

理事 藤本 孝雄君

理事 渡辺美智雄君

理事 美濃 政市君

理事 安部晋太郎君

金子 岩三君

熊谷 義雄君

佐々木秀世君

丹羽 兵助君

三ツ林 苏太郎君

森下 元晴君

角屋堅次郎君

竹内 猛君

馬場 昇君

米内山義一郎君

中川利三郎君

林 孝矩君

神田 大作君

農林政務次官

農林大臣

農林大臣官房長

農林省農林經濟局長

農林省構造改善局長

農林省農蚕園芸局長

農林省畜產局長

食糧庁長官

大河原太一郎君

中野 和仁君

農林大臣官房審小山 義夫君

農林水産委員会 尾崎 毅君

調査室長 吉正君

坂村 吉正君

山崎平八郎君

柴田 健治君

武一君

等岡 高君

吉川 久衛君

小山 長規君

菅波 茂君

西銘 順治君

湊 徹郎君

安田 貴六君

島田 研郎君

野坂 浩賢君

湯山 勇君

諫山 博君

瀬野栄次郎君

稻富 稲人君

櫻内 義雄君

中尾 栄一君

三善 信二君

内村 良英君

小沼 勇君

第四節 役員等(第二十四条—第三十三条)  
第五節 業務(第三十四条—第三十七条)  
第六節 財務及び会計(第三十八条—第四十  
四条)  
第七節 監督(第四十五条・第四十六条)  
第八節 條則(第四十七条・第四十八条)  
第三章 貯金保険(第四十九条—第六十一条)  
第四章 雜則(第六十二条・第六十三条)  
第五章 罰則(第六十四条—第七十条)  
附則

第一章 総則  
(目的)  
第一条 この法律は、農水産業協同組合の貯金者等の保護を図るため、農水産業協同組合の貯金等の払戻しにつき保険を行なう制度を確立し、もつて信用秩序の維持に資することを目的とする。  
(定義)  
第二条 この法律において「農水産業協同組合」とは、次に掲げる者をいう。  
一 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三  
十二条)第十条第一項第二号の事業を行なう  
農業協同組合  
二 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二  
百四十二条)第十一条第一項第一号の事業を行なう漁業協同組合  
三 水産業協同組合法第九十三条第一項第二号  
の事業を行なう水産加工業協同組合  
2 この法律において「貯金等」とは、貯金及び定期積金をいう。  
3 この法律において「貯金者等」とは、貯金等に係る債権者をいう。

第三条 農水産業協同組合貯金保険機構(以下「機  
構」という。)は、法人とする。  
第四条 機構は、一を限り、設立されるものとす  
る。  
(資本金)  
第五条 機構の資本金は、その設立に際し、政府  
及び農林中央金庫その他政府以外の者が出資  
する額の合計額とする。  
2 機構は、必要があるときは、主務大臣の認可  
を受けて、その資本金を増加することができる。  
3 農林中央金庫は、農林中央金庫法(大正十二  
年法律第四十二号)第十六条の規定にかかわら  
ず、機構に出資することができる。  
(名称)  
第六条 機構は、その名称中に農水産業協同組合  
貯金保険機構という文字を用いなければなら  
い。  
2 機構でない者は、その名称中に農水産業協同  
組合貯金保険機構という文字を用いてはなら  
い。  
(登記)  
第七条 機構は、政令で定めるところにより、登  
記しなければならない。  
2 前項の規定により登記しなければならない事  
項は、登記の後でなければ、これをもつて第三  
者に対抗することができない。

(民法の準用)  
第八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第  
四十四条及び第五十条の規定は、機構について  
準用する。  
(第二節 設立)  
第一節 設立

目次  
第一章 総則(第一条・第二条)  
農水産業協同組合貯金保険法  
第二章 農水産業協同組合貯金保険機構  
第一節 総則(第三条—第八条)  
第二節 設立(第九条—第十三条)  
第三節 運営委員会第十四条—第二十三條)  
(法人格)

第九条 機構を設立するには、農業又は水産業及  
び金融について専門的な知識と経験を有する者  
委員外の出席者

七人以上が発起人となることを必要とする。

（いう。）を置く。

第十一条 発起人は、すみやかに、機構の定款を作成し、政府以外の者に対し機構に対する出資を募集しなければならない。

2 前項の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金及び出資に関する事項

五 運営委員会に関する事項

六 役員に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

八 財務及び会計に関する事項

九 定款の変更に関する事項

十 公告の方法

（設立の認可）

第十二条 発起人は、前条第一項の募集が終わつたときは、すみやかに、定款を主務大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

（事務の引継ぎ）

第十三条 発起人は、前条の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を機構の理事長となるべき者に引き継がなければならない。

2 機構の理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政  
府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

（設立の登記）

第十四条 機構の理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 機構は、設立の登記をすることにより成立する。

### 第三節 運営委員会

（設置） 第十四条 機構に、運営委員会（以下「委員会」）

第十五条 次章に規定するものほか、次に掲げる事項は、委員会の議決を経なければならない。

（権限）

一 定款の変更

二 業務方針書の作成及び変更

三 予算及び資金計画

四 決算

五 その他委員会が特に必要と認める事項

（組織）

第十六条 委員会は、委員七人以内並びに機構の理事長及び理事をもつて組織する。

2 委員会に委員長一人を置き、機構の理事長をもつて充てる。

3 委員長は、委員会の会務を總理する。

4 委員会は、あらかじめ、委員及び機構の理事のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならぬ。

（委員の任命）

第十七条 委員は、農業又は水産業及び金融に関する専門的な知識と経験を有する者のうちから、機構の理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。

（委員の任期）

第十八条 委員の任期は、一年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員の解任）

第十九条 機構の理事長は、委員が次の各号の一に該当するに至ったときは、主務大臣の認可を受けて、その委員を解任することができる。

1 破産の宣告を受けたとき。

2 禁錮以上の刑に処せられたとき。

3 心身の故障のため職務を執行することができないとき。

4 職務上の義務違反があるとき。

（委員の報酬）

第十四条 機構に、運営委員会（以下「委員会」）

第二十条 委員は、報酬を受けない。ただし、旅費その他職務の遂行に伴う実費を受けるものとする。

（議決の方法）

第二十一条 委員会は、委員長又は第十六条第四項に規定する委員長の職務を代理する者はほか、委員及び機構の理事のうち四人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

（議員の解任）

第二十二条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（役員の欠格条項）

第二十三条 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

（役員の秘密保持義務）

第二十四条 委員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（第四節 役員等）

（役員）

第二十五条 機構に、役員として理事長一人、理事一人及び監事一人を置く。

（役員の職務及び権限）

第二十六条 理事長は、機構を代表し、その業務を總理する。

2 理事は、機構を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、機構の業務を監査する。

（役員の任命）

第二十七条 理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が機構を代表する。

（代表権の制限）

第二十八条 機構と理事長又は理事との利益が相反する事項について、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が機構を代表する。

（職員の任命）

第二十九条 機構の職員は、理事長が任命する。

（役員等の秘密保持義務等）

第三十条 役員は、營利を目的とする団体の役員となり、又は自ら營利事業に従事してはならない。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（役員の兼職禁止）

第三十一条 役員は、役員として理事長一人、理事一人及び監事一人を置く。

（第五節 業務）

（役員の任期）

第二十七条 理事長及び理事の任期は三年とし、監事の任期は二年とする。

2 役員は、再任されることができる。

（第六節 業務の範囲）

第二十八条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（第七節 業務の範囲）

第二十九条 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

（第八節 業務の範囲）

第三十条 委員は、報酬を受けない。ただし、旅費その他職務の遂行に伴う実費を受けるものとする。

（第九節 業務の範囲）

第三十一条 委員は、報酬を受けない。ただし、旅費その他職務の遂行に伴う実費を受けるものとする。

（第十節 業務の範囲）

第三十二条 委員は、報酬を受けない。ただし、旅費その他職務の遂行に伴う実費を受けるものとする。

（第十一節 業務の範囲）

第三十三条 委員は、報酬を受けない。ただし、旅費その他職務の遂行に伴う実費を受けるものとする。

（第十二節 業務の範囲）

第三十四条 委員は、報酬を受けない。ただし、旅費その他職務の遂行に伴う実費を受けるものとする。

（第十三節 業務の範囲）

第三十五条 委員は、報酬を受けない。ただし、旅費その他職務の遂行に伴う実費を受けるものとする。

（第十四節 業務の範囲）

第三十六条 委員は、報酬を受けない。ただし、旅費その他職務の遂行に伴う実費を受けるものとする。

（第十五節 業務の範囲）

第三十七条 委員は、報酬を受けない。ただし、旅費その他職務の遂行に伴う実費を受けるものとする。

（第十六節 業務の範囲）

第三十八条 委員は、報酬を受けない。ただし、旅費その他職務の遂行に伴う実費を受けるものとする。

（第十七節 業務の範囲）

第三十九条 委員は、報酬を受けない。ただし、旅費その他職務の遂行に伴う実費を受けるものとする。

（第十八節 業務の範囲）

**第三十四条** 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 次章の規定による保険

二 前号に掲げる業務に附帯する業務

(業務の委託)

**第三十五条** 機構は、主務大臣の認可を受けて、農水産業協同組合その他の金融機関に対し、その業務の一部を委託することができる。

**2 農水産業協同組合**その他の金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行なうことができる。

**3 第二十三条**の規定は、第一項の規定による委託を受けた農水産業協同組合その他の金融機関の役員又は職員で、当該業務に従事するものについて準用する。

(業務方法書)

**第三十六条** 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

**2 前項の業務方法書には、保険料に関する事項その他主務省で定める事項を記載しなければならない。**

(資料の提出の請求等)

**第三十七条** 機構は、その業務を行なうため必要があるときは、農水産業協同組合に対し、資料の提出を求めることができる。

**2 前項の規定により資料の提出を求められた農水産業協同組合は、遅滞なく、これを提出しなければならない。**  
3 国又は都道府県は、機構がその業務を行なうために必要があると認めて要請したときは、機構に対し、資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

(第六節 財務及び会計)

**（事業年度）**  
**第三十八条** 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第一類第八号

農林水産委員会議録第十三号

昭和四十八年四月四日

**第三十九条** 機構は、毎事業年度、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

**第四十条** 機構は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」といいう。)を作成し、当該事業年度の終了後二月以内に主務大臣に提出しなければならない。

**2 機構は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添附しなければならない。**

(責任準備金の積立て)

**第四十一条** 機構は、主務省令で定めるところによう、毎事業年度末において、責任準備金を計算し、これを積み立てなければならない。

(借入金)

**第四十二条** 機構は、保険金の支払に關し必要があると認めるときは、政令で定める金額の範囲内において、主務大臣の認可を受けて、農林中央金庫又は日本銀行から資金の借入れをすることができる。

**2 農林中央金庫及び日本銀行は、農林中央金庫にあつては農林中央金庫法第十六条の、日本銀行にあつては日本銀行法(昭和十七年法律第十六号)第二十七条の規定にかかわらず、機構に対し、前項の貸付けをすることができる。**

(余裕金の運用)

**第三十九条** 機構は、次の方法によるほか、業務の運営にあつては日本銀行法(昭和十七年法律第六号)第二十七条の規定にかかわらず、機構に対し、前項の貸付けをすることができる。

(解散)

**第四十条** 定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

**2 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に對し、その出資額を限度として分配するものとする。**

**2 前項に規定するもののほか、機構の解散については、別に法律で定める。**

(第八節 補則)

(定款の変更)

**第四十一条** 定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

**2 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に對し、その出資額を限度として分配するものとする。**

**2 前項に規定するもののほか、機構の解散については、別に法律で定める。**

(保険料の納付)

**第五十条** 農水産業協同組合は、毎年、その年の六月三十日までに、機構に対し、主務省で定める書類を提出して、保険料を納付しなければならない。

**2 機構は、保険事故が発生したときは、前項の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、当該保険事故に係る農水産業協同組合の保険料を免除することができる。**

**2 機構は、保険料の額は、各農水産業協同組合につき、当該保険料を納付すべき日の属する年の三月三十一日における時金等(地方公共団体から受け入れた時金その他の政令で定める時金等を除く。)の額の合計額に、機構が委員会の議決を経て定める率(以下「保険料率」という。)を乗じて計算した金額とする。**

**2 保険料率は、長期的に保険料収入が保険金を償うように、かつ、特定の農水産業協同組合に對し差別的取扱いをしないように定められなければならない。**

保有

二 主務大臣の指定する金融機関への預金

三 その他主務省令で定める方法

(主務省令への委任)

第四十四条 この法律に規定するもののほか、機構の財務及び会計に關し必要な事項は、主務省

合が貯金等に係る債務を負うことにより、各貯金者等ごとに一定の金額の範囲内において、当該貯金等の払戻しつき、機構と当該農水産業協同組合及び貯金者等との間に保険関係が成立するものとする。

令で定める。

第七節 監督

**第四十五条** 機構は、主務大臣が監督する。

**2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に對し、その業務に關して監督上必要な命令をすることができる。**

(報告及び検査)

**第四十六条** 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構若しくは第三十五条第一項の規定による委託を受けた者(以下「受託者」という。)に対する業務に關し報告をさせ、又はその職員に、機構若しくは受託者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託者に對しては、当該受託業務の範囲内に限る。

**2 前項の規定により立入検査の権限は、犯罪あると認めるときは、政令で定める金額の範囲内において、主務大臣の認可を受けて、農林中央金庫又は日本銀行から資金の借入れをすることができる。**

**2 前項の規定により立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。**

**2 前項の規定による立入検査の権限は、犯罪あると認めるときは、政令で定める金額の範囲内において、主務大臣の認可を受けて、農林中央金庫又は日本銀行から資金の借入れをすることができる。**

**2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。**

3 機構は、第四十二条第一項の規定による資金の借入れをした場合において、その借入金をすみやかに返済することが困難であると認められるときは、委員会の議決を経て、保険料率を変更するものとする。

4 機構は、保険料率を定め、又はこれを変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

5 機構は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る保険料率を公告しなければならない。

## (督促及び滞納処分)

第五十二条 機構は、保険料を滞納する農水産業協同組合がある場合には、督促状により、期限を指定して、これを督促することができる。

2 前項の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。

3 機構は、第一項の規定による督促をした場合において、その督促を受けた農水産業協同組合が督促状で指定する期限までに滞納に係る保険料及びこれに係る次条第一項の延滞金を完納しないときは、当該農水産業協同組合の住所又は財産がある市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対し、その徴収を請求することができる。

4 市町村は、前項の規定による請求を受けたときは、市町村税の滞納処分の例によつて、これを処分することができる。この場合においては、機構は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

5 市町村が、第三項の規定による請求を受けた日から三十日以内にその処分に着手せず、又は九十日以内にこれを結了しないときは、機構は、主務大臣の認可を受け、国税滞納処分の例によつて、これを処分することができる。(延滞金)

第五十三条 機構は、前条第一項の規定による督促をしたときは、保険料の額につき年十四・五ペーセントの割合で、納付期限の翌日から保険

料完納又は財産差押えの日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。

2 前項の場合において、保険料の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる保険料の額は、その納付のあつた保険料の額を控除した額による。

## (先取特権)

第四十五条 第五十二条第四項及び第五項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

## (保険金の支払)

第五十五条 機構は、保険事故が発生したときは、当該保険事故に係る貯金者等に対し、その請求を指定期して、これを督促することができる。

2 前項の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して十日以上を経過した日でなければならぬ。

3 機構は、第一項の規定による督促をした場合において、その督促を受けた農水産業協同組合が督促状で指定する期限までに滞納に係る保険料及びこれに係る次条第一項の延滞金を完納しないときは、当該農水産業協同組合の住所又は財産がある市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対し、その徴収を請求することができる。

4 市町村は、前項の規定による請求を受けたときは、市町村税の滞納処分の例によつて、これを処分することができる。この場合においては、機構は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

5 市町村が、第三項の規定による請求を受けた日から三十日以内にその処分に着手せず、又は九十日以内にこれを結了しないときは、機構は、主務大臣の認可を受け、国税滞納処分の例によつて、これを処分することができる。

第六十六条 保険金の額は、一の保険事故が発生した農水産業協同組合の各貯金者等につき、そ

の発生した日において現にその者が当該農水産業協同組合に対して有する貯金等(地方公共団体から受け入れた貯金その他の政令で定める貯金等を除く。)に係る債権のうち元本の額(その額が同一人について二以上ある場合には、その

合計額)で、前条第一項の請求があつたものに相当する金額とする。

2 保険事故に係る貯金者等が次の各号に該当する場合におけるその者の保険金の額は、前項の規定にかかるらず、同項の規定による金額から当該各号に掲げる額を控除した金額に相当する金額とする。

## 1 当該農水産業協同組合に對して債務を負つているとき。その債務の額

2 当該農水産業協同組合に對して第三者のためにその貯金等の全部又は一部を担保に提供しているとき。その担保に提供している貯

金等の額

3 前二項の規定による保険金の額が政令で定める金額をこえるときは、その金額を当該保険金の額とする。

## (保険事故の通知)

第五十七条 農水産業協同組合は、当該農水産業協同組合に係る保険事故が発生したときは、直ちに、その旨を機構に通知しなければならない。

2 機構は、前項の規定による通知を受けた場合は、当該農水産業協同組合に係る保険事故が第一種保険事故であるときは、直ちに、その旨を主務大臣(当該通知が都道府県知事の監督に係る農水産業協同組合に開するものであるときは、主務大臣及び当該都道府県知事)に報告しなければならない。

3 第一項の請求は、第五十九条第一項又は第三

項の規定により公告した支払期間内でなけれ

ば、することができない。ただし、その支払期

間内に請求しなかつたことにつき災害その他やむを得ない事情があると機構が認めるときは、この限りでない。

## (保険金の額)

第五十八条 保険金の額は、一の保険事故が発生した農水産業協同組合の各貯金者等につき、そ

の発生した日において現にその者が当該農水産業協同組合に対して有する貯金等(地方公共団体から受け入れた貯金その他の政令で定める貯

金等を除く。)に係る債権のうち元本の額(その額が同一人について二以上ある場合には、その

一号)第百二十五条第一項の規定による通知を受けたとき。

## (支払の決定)

第五十九条 機構は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日から一月以内に、委員会の議決を経て、当該各号の保険事故につき保険金の支払をするかどうかを決定しなければならない。

1 当該農水産業協同組合に對して債務を負つているとき。その債務の額

2 当該農水産業協同組合に對して第三者のためにその貯金等の全部又は一部を担保に提供しているとき。その担保に提供している貯

金等の額

3 前二項の規定による保険金の額が政令で定める金額をこえるときは、その金額を当該保険金の額とする。

## (支払の公告等)

第五十九条 機構は、次に掲げる場合には、すみやかに、委員会の議決を経て保険金の支払期間、支払場所その他政令で定める事項を定め、これを公告しなければならない。

1 前条第一項の規定により第一種保険事故に係る保険金の支払をする旨の決定をしたとき。

2 機構は、前項の規定による決定をしたとき。

3 第二種保険事故(開運保険事故を除く。以下同じ。)に開して第五十七条第一項又は第三

項の規定による通知があつたとき。

4 前号に掲げる場合のほか、第二種保険事故が発生したとき。

5 機構は、前項の規定による公告をした後に当該農水産業協同組合が破産の宣告を受け、又は当該農水産業協同組合に開して和議開始の決定があつたときは、政令で定めるところにより、

その公告をした支払期間を変更することができ

三 裁判所から破産法(大正十一年法律第七十

たときは、遅滞なく、その変更に係る事項を公告しなければならない。

4 前条第二項の規定は、第一項に規定する事項を定めた場合及び第二項の規定により支払期間を変更した場合について準用する。

#### (債権の取得)

第六十条 機構は、保険金の支払をしたときは、その支払金額に応じ、貯金者等が農水産業協同組合に対して有する当該貯金等に係る債権(利息その他のこれに準するもので政令で定めるものを除く。)を取得する。

#### (政令への委任)

第六十一条 この法律に規定するものほか、この章の規定による保険に関し必要な事項は、政令で定める。

#### (農水産業協同組合に対する命令)

第六十二条 主務大臣又は都道府県知事は、農水産業協同組合が貯金等の払戻しの停止をし、又は停止をするおそれがあると認められる場合において、機構の業務の適正かつ円滑な実施を図るために特に必要があると認めるときは、当該農水産業協同組合に対し、その事態に対処してるべき措置に關し必要な命令をすることができる。

#### (主務大臣)

第六十三条 この法律における主務大臣は、農林大臣及び大蔵大臣とする。

#### (第五章 刑則)

第六十四条 第二十二条(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第六十五条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした機構又は受託者の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

一 第四十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し

たとき。

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

#### 附 則

## 二 第五十八条第二項(第五十九条第四項における準用する場合を含む。)の規定による報告

をして准用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第六十六条 第三十七条第一項の規定による資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出した者は、

三万円以下の罰金に処する。

第六十七条 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人的業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、

その法人に對して同条の刑を科する。

第六十八条次の各号の一に該当する場合には、

その違反行為をした機構の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により主務大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたときは、

なかつたとき。

二 第七条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第三十四条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第四十条に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

五 第四十二条の規定に違反して責任準備金を計算せず、又はこれを積み立てなかつたとき。

六 第四十三条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

七 第四十五条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第六十九条第五十七条第一項の規定による通知をしなかつた場合には、その違反行為をした農水産業協同組合の役員は、三万円以下の過料に処する。

第七十条 第六条第二項の規定に違反した者及び第六十二条の規定による命令に従わなかつた農水産業協同組合の役員は、一万円以下の過料に処する。

第八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中農業信用保険協会の項の次に次のように加える。

## (経過規定)

第二条 機構の成立の際現に保険事故が発生している農水産業協同組合その他これに準ずるものとして政令で定める農水産業協同組合について

は、この法律の規定は、適用しない。

2 前項に規定する農水産業協同組合のうち、機構の成立の後にその事業及び財産の状況が再び正常になつたと認められるもので、主務大臣が指定するものについては、その指定の日から、この法律の規定を適用する。

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に農水産業協同組合貯金保険機構という文字を用いている者については、第六条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第四条 機構の最初の事業年度は、第三十八条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第五条 機構の最初の事業年度の予算及び資金計画については、第三十九条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

第六条 農水産業協同組合は、第五十条第一項の規定にかかわらず、機構の成立後一月以内に、機構の成立の日の属する年において納付すべき保険料を納付しなければならない。

2 前項の保険料の額については、第五十一条第一項中「当該保険料を納付すべき日の属する年」とあるのは、「機構の成立の日の属する年」であるときは、その年の前年」と、「計算した金額」とあるのは「計算した金額を十二で除し、これに機構の成立の日の属する月以後同日の属する年の十二月までの月数を乗じて得た金額」とする。

第九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「預金保険機構」の下に「農水産業協同組合貯金保険機構」を加える。

第十条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第四十号の二及び第十二条第一項第六号の八中「預金保険機構」の下に「及び農水産業協同組合貯金保険機構」を加える。

第十二条 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第八号の次に次の二号を加える。

八の二 農水産業協同組合貯金保険機構の指導監督を行なうこと。

農水産業協同組合の貯金者等の保護を図るため、農水産業協同組合の貯金等の払戻しを保障するための貯金保険の制度を設け、これを行なうことを目的とする農水産業協同組合貯金保険機構の設立等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 農水産業協同組合貯金保険機構

農水産業協同組合貯金保険機構(昭和四十八年法律第二号)

第八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中農業信用保険協会の項の次に次のように加える。

農水産業協同組合貯金保険機構(昭和四十八年法律第二号)

農水産業協同組合貯金保険機構(昭和四十八年法律第二号)

農水産業協同組合貯金保険機構(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中農業信用保険協会の項の次に次のように加える。

農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項を次のように改める。

農林中央金庫ハ農業協同組合連合会、農業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業協同組合、水産加工業協同組合連合会又ハ水産加工業協同組合ヲシテ其ノ業務ヲ代理セシムコトヲ得。第三条を次のように改める。

第三条 削除

第四条第一項中「三千万円」を「百億円」に、「三十万口」を「一億口」に改め、同条第二項中「資本金額ノ払込前ト雖」を削る。

第四条ノ二を削る。

第五条第一項中「産業組合連合会、産業組合、市街地信用組合」及び「日本馬事会」を削る。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第十一条第二項中「理事ハ」の下に「定款ノ定ムル所ニ依り出資者総会ノ同意ヲ得テ」を加え、同条第三項に次のたゞし書を加える。

但シ補欠ノ役員ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス

同条第六号中「所屬団体ノ為ニ」を削り、同条第五号中「所屬団体ノ為ニ」を「第十四条ノ二中「第十三条第二号但書」を「第

第十三条第一項第二号但書」に改め、同条の次に次

ノ三ノ規定ニ依リ貸付ヲ為シタル者其ノ他ノ貸付

先、農林債券ノ応募者（応募ヲ為サントスル者ヲ含ム）若ハ買入ヲ為サントスル者」を加え、「法人ヨリ」を「法人又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル銀行其ノ他ノ金融機関ノ定ムル所ニ依リ」

に改め、同条第七号中「所屬団体ノ為ニ有価証券」を「前号ニ掲ぐる者又ハ農林債券ノ所有者ノ為ニ有価証券其ノ他ノ物品」に改め、同条第九号中「公

共団体」の下に「其ノ他營利ヲ目的トセザル法人」を加え、同号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九 所属団体又ハ所属団体ガ主タル構成員若ハ出資者タル法ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ

ノ為ニ其ノ出資者若ハ株式ノ払込金ノ受入又ハ其ノ配当金ノ支払ノ取扱ヲ為スコト

第十三条に次の三項を加える。

農林中央金庫ハ前項第十号ノ規定ニ依リ國、公

共団体其ノ他營利ヲ目的トセザル法人又ハ銀行

其ノ他ノ金融機関ノ業務ヲ代理シテ所屬団体以

外ノ者ニ貸付ヲ為シタルトキハ其ノ貸付ニ因リ

テ生ズル債務ノ保証ヲ為スコトヲ得

農林中央金庫ハ第一項第九号ノ業務ニ關シテハ

商法第一百七十五条第二項第十号及第四項並ニ第

百七十八条及第一百八十九条（同法第二百八十一条ノ十四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）並ニ商業登

記法第八十条第十号及第八十二条第四号ノ規定

ノ適用ニ付テハ之ヲ銀行ト看做ス

農林中央金庫ハ外國為替及び外國貿易管理法ノ適用ニ付テハ之ヲ銀行ト看做ス

第十四条第一項中「前条第一号」を「前条第一

項第一号」に改める。

第十四条ノ二中「第十三条第二号但書」を「第

十一条第一項第二号但書」に改め、同条の次に次

の一条を加える。

第十四条ノ三 農林中央金庫ハ第十三条第一項第

一号乃至第三号ノ業務及第十四条ノ二規定スル業務

ノ遂行ヲ妨げザル眼度ニ於テ左ノ業務ヲ営ムコトヲ得

第十五条第一項第三号から第六号まで及び同条

第二項を削る。

第十五条ノ二を削る。

第十六条中「記載セザル業務」を「規定スル業

務及之ニ附隨スル業務ヲ営ムノ外他ノ業務」に改

める。

第十六条ノ三を次のように改める。

イ 第五条第一項ニ掲グル团体（ロニ掲グル

者ヲ除ク）

ロ 農林水産業ヲ営ム者ニシテ命令ヲ以テ定

ムモノ

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の

又ハ當座預金貸越ヲ為スコト

イ 第五条第一項ニ掲グル团体ノ発達ヲ圖ル

ロ 農林水産業ニ關スル事業ヲ営ム法人

ハ 農山漁村ニ於テ産業基盤若ハ生活環境ノ整備ノ事業ヲ行フ地方公共団体其ノ他ノ營

利ヲ目的トセザル法人又ハ當該事業ヲ行フ

其ノ他ノ法人ニシテ地方公共団体其ノ他ノ營

利ヲ目的トセザル法人ガ主タル構成員若

ハ出資者タルモノ

ノ為ニ其ノ出資者若ハ株式ノ払込金ノ受入又

ハ其ノ配当金ノ支払ノ取扱ヲ為スコト

為必要ナル施設ヲ行フ法人

ハ 農山漁村ニ於テ産業基盤若ハ生活環境ノ整備ノ事業ヲ行フ地方公共団体其ノ他ノ營

利ヲ目的トセザル法人又ハ當該事業ヲ行フ

其ノ他ノ法人ニシテ地方公共団体其ノ他ノ營

利ヲ目的トセザル法人ガ主タル構成員若

ハ出資者タルモノ

ノ為ニ其ノ出資者若ハ株式ノ払込金ノ受入又

ハ其ノ配当金ノ支払ノ取扱ヲ為スコト

為必要ナル施設ヲ行フ法人

ハ 農山漁村ニ於テ産業基盤若ハ生活環境ノ整備ノ事業ヲ行フ地方公共団体其ノ他ノ營

利ヲ目的トセザル法人又ハ當該事業ヲ行フ

其ノ他ノ法人ニシテ地方公共団体其ノ他ノ營

利ヲ目的トセザル法人ガ主タル構成員若

ハ出資者タルモノ

ノ為ニ其ノ出資者若ハ株式ノ払込金ノ受入又

ハ其ノ配当金ノ支払ノ取扱ヲ為スコト

為必要ナル施設ヲ行フ法人

ハ 農山漁村ニ於テ産業基盤若ハ生活環境ノ整備ノ事業ヲ行フ地方公共団体其ノ他ノ營

利ヲ目的トセザル法人又ハ當該事業ヲ行フ

其ノ他ノ法人ニシテ地方公共団体其ノ他ノ營

利ヲ目的トセザル法人ガ主タル構成員若

ハ出資者タルモノ

4 農業近代化資金助成法（昭和三十六年法律第

適用については、なお從前の例による。

イ 第五条第一項ニ掲グル団体ノ発達ヲ圖ル

ロ 第三条の三中「第十五条ノ二」を「第十四条

ノ三」に、「同条中「主務大臣ノ認可ヲ受ケ十箇

年以内」とあるのは、「二十箇年以内」を「同

条第一号中「十箇年以内ノ定期償還貸付若ハ年

賦償還貸付（ロニ掲グル者ニ対シ年賦償還貸付

ヲ以テス場合ニ於テハ二十箇年以内ノ年賦償還貸

付」とあり、同条第二号中「主務大臣ノ認可を

受ケ十箇年以内ノ定期償還貸付若ハ年賦償還貸

付（ハニ掲グル法人ニ対シ年賦償還貸付ヲ為ス

場合ニ於テハ二十箇年以内ノ年賦償還貸付」と

あるのは、「二十箇年以内ノ定期償還貸付若ハ年

賦償還貸付」に改める。

6 農業近代化資金助成法（昭和四十四年法律第

五十二条）の一部を次のように改正する。

イ 第五条中「第十五条ノ二」を「第十四条ノ三」

に、「同条中「主務大臣ノ認可ヲ受ケ十箇年以内」

とあるのは、「二十箇年以内」を「同条第一号中

「十箇年以内ノ定期償還貸付若ハ年賦償還貸

付（ロニ掲グル者ニ対シ年賦償還貸付ヲ為ス場合

ニ於テハ二十箇年以内ノ定期償還貸付若ハ年賦償還貸付」とある。

イ 第五条中「第十五条ノ二」を「第十四条ノ三」

に、「同条中「主務大臣ノ認可ヲ受ケ十箇年以内」

とあるのは、「二十箇年以内」を「同条第一号中

「十箇年以内ノ定期償還貸付若ハ年賦償還貸

付（ロニ掲グル者ニ対シ年賦償還貸付ヲ為ス場合

ニ於テハ二十箇年以内ノ定期償還貸付若ハ年賦償還貸付」とある。

イ 第五条中「第十五条ノ二」を「第十四条ノ三」

に、「同条中「主務大臣ノ認可ヲ受ケ十箇年以内」

とあるのは、「二十箇年以内」を「同条第一号中

「十箇年以内ノ定期償還貸付若ハ年賦償還貸

付（ロニ掲グル者ニ対シ年賦償還貸付ヲ為ス場合

理由

農林水産業者の組織する協同組合等に対する金融の円滑化を図るために農林中央金庫が果たす役割の重要性等にかんがみ、その存立期間の制限に関する規定を削除して存続を図るとともに、農林水産業者、農山漁村において産業基盤又は生活環境の整備の事業を行なう法人等に対して資金の貸付けができるようにする等業務の範囲を拡大する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○櫻内国務大臣 農水産業協同組合貯金保険法案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

御承知のとおり、すでに銀行、信用金庫等の金融機関につきましては、預金者保護の観点から預金保険法が制定され、昭和四十六年四月一日からその施行を見たのであります。しかし、信用事業を行なう農協、漁協等につきましては、信用事業以外の事業も兼営することができる等事業内容において他の金融機関と異なる面があることから、この法律の対象とされなかつたのであります。

しかしながら、今日、農協、漁協等の貯金量は全国の預貯金量の約一割に及んでおり、しかも、個人の零細貯金がその大部分を占める実情を考慮すれば、農協、漁協等についても、万一の場合に備えて貯金者の保護に遺憾なきを期し得るよう制度の整備をはかることが当然必要であると考えられますので、今般、預金保険法に準じてこの法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、貯金保険制度を運営する主体としての農水産業協同組合貯金保険機構の設立等について定めています。

すなわち、機構の設立については、農業または水産業及び金融に関して専門的な知識と経験を有する者七人以上が発起人となり、主務大臣の認可

を受けて、機構を設立することができることといたしました。

この機構に對しては、政府及び農林中央金庫その他の政府以外の者が、それぞれ出資を行なうことを予定しておりますが、このうち政府出資につきましては、四十八年度予算に七千五百万円を計上しております。

また、機構の組織につきましては、役員を最小限にとどめる等できるだけ簡素にするとともに、機構の運営に関する重要な事項の議決機関として運営委員会を設けることとしております。

第二に、貯金保険の保険關係について定めております。

まず、この制度の対象となるのは、信用事業を行なう農協、漁協及び水産加工業協同組合としております。

次に、貯金保険の保険關係は、貯金者のために、機構とこれらの組合との間に当然成立するものとし、この保険關係に基づき、これらの組合が貯金等の払い戻しを停止し、解散し、あるいは破産の宣告を受けた場合に、機構が、貯金者等に対し、その請求に基づいて、一定の金額を限度として保険金を支払うこととしております。

また、保険料の額は、毎年三月末日における農協、漁協等の貯金等の額を基礎とし、これに機構が運営委員会の議決を経、主務大臣の認可を受け定める保険料率を乗じた額とすることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

次に、農林中央金庫法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

農林中央金庫は、大正十二年に産業組合中央金庫として設立されまして以来、幾多の変遷を経つて、今まで五十年にわたり、農林水産業者の組織する協同組合等の中央金融機関として重要な役

割りを果たしてきたのであります。

農林中央金庫の業務の運営は、当初は政府の出資及び債券の政府引き受け等の助成のもとに、組合系統内部へ資金を導入することが中心となつておりましたが、所属団体の事業活動の充実に伴い、次第に所属団体から預金が集中するようになり、その運用のため、所属団体への貸し付けのかかりました。この運用により、所属団体の差達をはかるための施設法人や農林水産業に関連する事業法人に貸し付けを行なうことができることとなりました。これららの資金運用の方途は、特に昭和三十年代に入り、所属団体の預金の量が増大するにつれて、金庫業務の重要な内容をなすに至つたのであります。

また、出資につきましては、当初資本金の半分を政府が出資しておきましたが、昭和三十五年度以後は、民間資金のみを資本金とする金融機関となり、役員の任命につきましても、昭和三十六年の法改正により従来の政府任命制を改め、理事長及び監事につきましては出資者総会における選任に、副理事長及び理事につきましては理事長の任命によることとしたのであります。

その後、農協系統を中心とする信用事業の伸長に伴い、年々農林中央金庫に集積される資金は増大し、昭和四十七年九月末には農林中央金庫の預金残高は約二兆六千七百億円に達するに至りました。他方近年における一般金融情勢は著しく変化しており、系統金融としてもこれに対応するための体質の改善強化をはかる必要に迫られており、また、農林漁業及びこれを取り巻く環境の変化にも対応いたしまして、系統資金の活用につきまして従来のあり方を強化し、かかる変化に対応するこ

とが要請されているのであります。

農林中央金庫は、その存立期間を設立許可の日から五十年と法定されており、その期日が本年十月初に到来することとなつてゐるのですが、現下の系統金融をめぐるきびしい情勢に対応し、系統金融の円滑化をはかるためには、系統金融の

全国中央機関であります農林中央金庫が果たすべき役割はますます重要度を増しつつありますので、その存立期間に関する制限をはずすこととともに、その業務権能の拡充強化をはかる見地から、本法律案を提出いたした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

改正点の第一は、その存立期間の制限に関する規定を削除して、農林中央金庫の存続をはかることとあります。

第二は、今後の系統金融全体のあり方及び農林中央金庫の業務権能の拡充強化とも関連して、農林中央金庫とその所属団体との一そろ緊密な連携を確保するため、理事長が補助機関たる副理事長及び理事を任命するにあたり、出資者総会の同意を得ることとすることとします。

第三は、農林中央金庫の業務権能の拡充強化をはかることがあります。

その一是、所属団体の経済活動の多様化と農林中央金庫の取引範囲の拡大に対応して、内国為替業務を一般的に行なえるようになるとともに、新たに外国為替業務を行なうことができるようになります。

その二是、農林中央金庫がその資金を貸し付けることのできる範囲を拡大することとします。

まず、新たに、農林水産業を営む者に對して貸付けが行なえるようになります。これは、系統金融の実情から見て、規模が大きく生産性の高い経営を育成するためには、系統組織全体としてこれらの経営が必要とする資金を円滑に供給する必要があるので農林中央金庫においても単位組合または県段階の連合会の機能を補完して貸付けが行なえる道を開くものであります。次に、

主務大臣の認可を受けて、農山漁村において産業基盤または生活環境の整備の事業を行なう地方公共団体、その他の法人に對し貸し付けができるようになります。これは、系統資金を公的的性格の強い地域開発のための資金に活用できることであります。

であります。さらに、農林中央金庫に集積した資金の有効な活用をはかるため、主務大臣の認可を受けた経済社会の発展をはかる見地から農林中央金庫が貸し付けを行なうことが適切と認められる法人に対しても貸し付けが行なえるようになります。

その三は、農林中央金庫の業務の円滑な遂行をはかるため、業務実施にあたり必要とされる預金の受け入れ業務、保護預かり業務、その他の付随業務につきまして、所要の整備を行なうこととしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木委員長 以上で両案の趣旨説明は終わりました。

次に、両案について補足説明を聽取いたします。

内村農林經濟局長。

○内村(良)政府委員 農林水産業協同組合貯金保険法案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

第一に、農水産業協同組合貯金保険機構についてであります。この関係では、まず、機構の資本金を政府及び農林中央金庫その他の政府以外の者が出資することといたしており、政府出資につきましては、四十八年度予算におきまして七千五百円を計上しております。政府が出資いたしますのは、この制度が貯金者保護及び信用秩序の維持といふことを目的とするものであり、この目的達成のために設立される農水産業協同組合貯金保険機構に出資することは、政府の姿勢として望ましいと考えられます。

また、政府以外の出資団体といたしましては、農林中央金庫、日本銀行及び信連等の系統金融機関を予定しており、これらの者から政府出資と同額

の出資を募ることにより、機構の資本金を額度で三億円とすることを予定いたしております。

次に、機構の設立につきましては、農業または水産業及び金融に関する専門的な知識と経験を有する者七人以上が発起人となり、定款を作成して、主務大臣の認可を受け、設立の登記をすることに

より成立することといたします。

この機構の組織につきましては、できるだけ簡素にするとともに、系統金融機関の自主性を尊重する趣旨から、役員は、理事長、理事及び監事のいずれも一人づつと少數にとどめ、別に農協、漁協等の系統団体の代表者七人以上並びに理事長及び理事をもつて構成する運営委員会を設け、これに定款の変更、予算、決算等の機構の運営に関する重要な事項を決定する権限を与えることとしております。

また、機構は、保険金の支払いについて必要なところは、主務大臣の認可を受けて政令で定める額の範囲内で農林中央金庫または日本銀行から資金の借り入れをすることができるとしておりま

す。なお、この借り入れ金の限度額につきましては、政令で百億円と定める予定であります。

このほか機構の余裕金の運用方法等につき所要の規定を設けております。

第二に、貯金保険の保険関係についてであります。

まず、この保険制度による保険関係は、農協の事業を行ない、これにかかる債務を負うことにより当然に成立することとしております。

次に、この保険関係に基づく保険事故は、組合の貯金等の払い戻しの停止、解散の譲決、破産の宣告、解散の命令等としており、これらの事故が発生したときは、機構が各貯金者等にその請求に基づいて当然に保険金の支払いをすることを原則と

等の払い戻しの停止につきましては、当該組合が系統団体の支援または自主的な努力により立ち直ることも予想されるため、例外として、一定期間内に機構がその運営委員会の議決を経て、支払いを行なう旨を決定することを条件として保険金の支払いを行なうこととしております。

また、これらの保険事故の発生に伴い、機構から貯金者等に支払われる保険金の額は、各貯金者等ごとにその貯金及び定期積み金の元本の額を合算した額としておりますが、この制度の一般大衆貯金者の保護という目的にかんがみ、一定の限度額を設定することとしており、この限度額につきましては、政令で預金保険制度と同様百万円と定めることを予定しております。

さらに、保険料の額は、農協、漁協等が、毎年の年三月末日の貯金等の残高に機構が運営委員会の議決を経て主務大臣の認可を受けて定める保険料率を乗じて計算した額とし、この保険料を組合が毎年六月末までに機構に納付することとしております。

その他、この制度の適正な運営を確保するため、罰則その他所要の規定を設けております。

次に、農林中央金庫法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由において申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

第一に、総則の規定の整備についてであります。

まず、第一に総則の規定の整備についてであります。第一に総則の規定の整備についてであります。

その一は、農林中央金庫が業務の代理を行なわせることができる機関として農業協同組合、漁業協同組合等を追加することとあります。これは、

主として今回農林中央金庫から農林水産業を営む者に対し直接貸し付けの道を開くこととしたことに関連して、その貸し付けに関する業務の一部を単位組合に代理させることが必要かつ適切である

と考えたことによるものであります。

その二は、資本金に関する規定の整備であります。農林中央金庫の資本金は、当初三千万円で発行ましたが、現在は百億円となっております。法の規定を現状に合わせるとともに、すでに過去のものとなっている規定を削除することとしております。

その三は、出資資格者に関する規定について、産業組合等すでに法制上存在しない法人について整理することとあります。

第二に、補欠役員の任期の規定であります。副理事長及び理事の任命につきましては、提案理由において申し述べましたように、出資者総会の同意を要することとしましたが、この同意を得る手続の関係から見まして極力役員の任期をそろえることが望ましいと考えられますので、新たに補欠の役員の任期を前任者の残任期間とすることとしております。

第三に、法第十三条の業務の規定の改正についてであります。

その一は、為替業務の拡充についてであります。農林中央金庫は、現在所属団体のためにのみ国内為替業務を営むことができるのですが、所属団体及びその構成員の経済活動範囲の拡大等に伴い、為替取引を他の金融機関とも提携し、今後一そう活用する必要に迫られております。かかるに、現在のように、相手方が法律上限定されてしまうことといためです。

その二は、預金の受け入れ範囲の拡大であります。現在、農林中央金庫が預金の受け入れのできる相手方として、貸し付けの相手方や為替取引の相手方は法律上規定されていないのであります

が、現実の金融業務におきまして、これら取引の

相手方の取引上必要な資金を一時的に預かることは必要かつ不可欠でありますので、法律上これができる旨を明定し、あわせて農林債券の応募者等からも預金の受け入れができることとしたのであります。

その他、金融機関が一般に行なっております保  
護預かり業務につきましても取引上必要とされる  
範囲で拡充し、また、所属団体やいわゆる協同会等  
社のために出資または株式の払い込み金の受け入  
れが行なえることとする等、業務機能の拡充をは  
かることとしております。

に関する規定を設けたことがあります。農林中央金庫は、これまで、第十三条及び第十四条の規定による所属団体に対する貸し付けのはか、第十五条及び第十五条ノ二の規定により、業務上の余裕金の運用として出資資格団体、施設法人、関連産業法人及び金融機関に貸し付けを行なつてまいりましたが、今回さらに農林水産業を営む者への直接貸し付け、農山漁村の産業基盤または生活環境の整備の事業を行なう地方公共団体等への貸し付

第十三条及び第十四条の規定による本来の業務の遂行を妨げてならないことは当然であります。

第十四人三の規定におきましては第一号では出資資格団体及び農林水産業を営む者で命令で定めるものに対し、貸し付け等ができることとしております。同条第二号では主務大臣の認可を受けた貸し付け等ができる対象として、施設法人及び関連産業法人のほか、農山漁村の産業基盤または生活環境の整備の事業を行なう地方公共団体その他の法人及び経済社会の発展をはかる見地から農林中央金庫が貸し付けを行なうことが適当と認められる法人であつて命令で定めるものを規定しております。同条第三号は、金融機関に対する貸し

付けでありますて從来から行なつてゐるものであります。同条第四号は、新たに、農林債券の所有者に当該債券を担保とする短期貸し付けができることとしたものであります。これは、他の債券発行金融機関がすでに行なつてゐるものであります。第五に、付隨業務を行なえる旨を規定したことあります。農林中央金庫は、これまでには付隨業務に関する規定がなかつたため、業務に付隨して当然必要となる業務につきましても法的根拠がなく著しく制約されておりました。他の金融機関の場合、おむねそれの根拠法におきまして付隨業務を行なえる旨の規定がござりますので、これらとの均衡からも、付隨業務を営める旨を明定することとしたのであります。

その他、関係法律の改正等所要の規定の整備を行なうこととしたとしております。

以上をもちまして農林中央金庫法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○佐々木委員長 以上で両案の補足説明は終りました。

○佐々木委員長 ただいま議題となつております兩案の外、農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案を議題とし、三案を一括して質疑に入ります。

質疑の中し出がありますので、順次これを許します。湊徹郎君。

○湊委員 農業金融の問題に關しまして、こまかに質問に入ります前に、基本的な考え方について大臣からお伺いをしたいと思います。大臣、所用がおありのようでありますから、濃縮をしてポイントをお聞きしたいと思ひますので、的確な御答弁をお願いいたします。

第一番目には、農業金融全体について、私は実際に農業金融を進める上で五つの原則があると心得ております。

ただいまからそれを申し上げますので、それにに対する大臣の所見をお尋ねしたいのであります。

付けでありますて從来から行なつてゐるものであります。同条第四号は、新たに、農林債券の所有者に当該債券を担保とする短期貸し付けができることとしたものであります。これは、他の債券業者がすでに行なつてゐるものであります。

第五に、付隨業務が行なえる旨を規定したことであります。農林中央金庫は、これまでには付隨業務に関する規定がなかつたため、業務に付隨して当然必要となる業務につきましても法的根拠がなく著しく制約されておりました。他の金融機関の場合、おむねそれぞれの根拠法におきまして付隨業務を行なえる旨の規定がござりますので、これらとの均衡からも、付隨業務を営める旨を明定することとしたのであります。

その他、関係法規の改正等所要の規定の整備を

行なうことといたしております。  
以上をもちまして農林中央金庫法の一部を改正  
する法律案の提案理由の補足説明を終わります。  
○佐々木委員長 以上で両案の補足説明は終わり  
ました。

○佐々木委員長 ただし、いま議題となつております  
両案の外、農業近代化資金助成法及び農業信用保  
証保険法の一部を改正する法律案を議題とし、三  
案を一括して質疑に入ります。

賀総の申し出がありまつて、  
藤がこれを語ります。湊徹郎君。

第一番目には、農業金融全体について、私は実際の農業金融を進める上で五つの原則があると心得ております。

第一番目には、農民の金は農民に還元する、あるいは農業の金は農業へ、農村の金は農村へと言いかえてもけつこうなんであります。そういう流れを確実にしていくことが農業金融政策上最大の課題であろうと思います。と申しますのは、実際問題として流れ、いわゆる農業金融の還流が今日完全に行なわれていないからであります。たとえて申しますならば、農協預金はまさに郵便貯金に匹敵する約十兆円という巨額の貯金を預かりながら、約四割が余裕金というふうな形で所属団体ないし系統外に運用されておるという現実があります。また、一般的な金融緩和の傾向を反映して、一般金融機関においてはかなり合理化、効率化が進んでおるわけであります。最近農協の金利体系、これがまさに市中金融機関と逆転をしておるという現象が著しい。簡単に言えばコスト高になつておる。したがつて、基準金利も上がらざるを得ない、したがつて、それがなかなか農家にうまく還元されていかない、こういう事情があるからであります。ただいま申し上げたのが第一番目の点であります。

第一番目には、農民の金は農民に還元する、あるいは農業の金は農業へ、農村の金は農村へと言いかえてもけつこうなんであります。そういう流れを確實にしていくことが農業金融政策上最大の課題であろうと思います。と申しますのは、実際問題として流れ、いわゆる農業金融の還流が今日完全に行なわれていないからであります。たとえて申しますならば、農協預金はまさに郵便貯金に匹敵する約十兆円という巨額の貯金を預かりながら、約四割が余裕金というふうな形で所團体ないし系統外に運用されておるといふ現実があります。また、一般的な金融緩和の傾向を反映して、一般金融機関においてはかなり合理化、効率化が進んでおるわけであります。が、最近農協の金利体系、これがまさに市中金融機関と逆転をしておるという現象が著しい。簡単に言えはコスト高になつておる。したがつて、基準金利も上がらざるを得ない、したがつて、それがなかなか農家にうまく還元されていかない、こういう事情があるからであります。ただいま申し上げたのが第一番目の点であります。

第二番目に申し上げたいのは、最近の諸情勢を踏まえて、農政全体の大きな方向が変わっております。当然金融も、政策手段の一つといたしまして、財政とともに農業政策遂行の目的を果たさなくてはなりません。その場合に、はたして今日の農政そのものの目的に沿うような金融が行なわれておるか、こういうことを考えてみますと、必ず

しもそういうしていない面がたくさんあるようになります。一例を近代化資金にとりますならば、ほとんど単協の窓口にまかせてという形になつておられます結果、現実には現在でも二百万円が貸し付け限度になつておるわけですが、実際は、たとえばバインダーが流行すればバインダーに、あるいは田植え機が流行すれば田植え機にとう、かなり少額の、しかも右へならえ式の融資がほとんどでございまして、そこに政策性といいますが、今日のたとえば大規模経営を育成するといふ大きな眼目に照らして、実際の近代化資金がそ

ういう政策目的にはたしてかなっているかどうか、非常に疑問なきを得ないわけあります。また、農業とは直接関係ありませんが、林地取得資金なんというのも、取得後三ヶ月で至るまでは三分五厘の低利の金を貸すということに、これは公庫資金であります、なっております。取得後三ヶ月といふのは、農業でさえも、普通もし稻作事業でやらんとするならば、他産業に匹敵するよろくな所得をあげるために四ないし五ヶ月程度が必要であるといわれておる。昨今、林地において三ヶ月なんということではたして林政の目的にかなうよろくな金融と言えるかどうか、はなはだ疑問なきを得ない。したがつて、農政の大きな方向に沿うた金融に改善をしていく、そういう必要があるわけであります。

に、いまや国際的な農業の観点から、ないし国際農業とのかね合いから、かなり横の広がりを増していかなければならぬ面もあります。また、從来流通、加工、消費の段階については、どちらかというと消極的でございました。これなんかも実際に農家の所得を確保するという見地からするならば、相当ウエートをしてしかるべき分野であろう。特に流通、消費段階の立ちおくれが農家所得の減少につながつてゐるということは、これは現実の姿であります。また、ひとり農業の生産の面のみならず、農村における生活環境全分野にわたつて、まさに農業金融というよりは農村金融といつていいような分野にこれから大いに系統も努力を願わなければならない時点であると考えております。そういう新しい情勢変化にどう対応していくかということが、第四番目に金融にとって大事な問題であろうと思っております。

五番目には、そういう金融が円滑に行なわれ、そしてまた合理的に効率的に行なわれるために、現在の組織の問題に関連をしたり、農協の行なつているほかの事業分野との関係も出てまいりますけれども、そういう円滑な、そして効率的な金融にしていくために幾多の問題があります。たとえば預金の一厘高の問題もございましょう。それから直接経費が一般金融機関よりも高くついており、そういう現実もございます。その結果として、先ほど申し上げたように、コスト全体が高くなる。それに三段階制という農協組織の流れを通じて中金階層まで來ると、もう資金コストが七分を上回る。そこへいって、銀行や何かが七分を割るような金利で貸すような現象が出てくると、自然資金は農林中金に滞留してそれが有効に生きていかない、こういうような点もございます。以上のことが第五番目。

以上五つの原則が今回の改正を貫く基本的な考え方でなければならないと私は思いますし、農林当局もそういうお考えのもとに各種の金融に関連する諸法案の改正に踏み切つたものと理解をいたしておりますが、それに対する農林大臣の率直な

所見をお伺いしたいと思います。

○櫻内国務大臣 御意見を交えての御質問でございましたして、御所見の点ではたいへん参考になると

ころがございました。

私は現在の農業をより生産性の高い、能率のよい農業に育ててまいりまして、そして国民の必要な食料を安定的に供給をしていく、同時にまた農村自体の福祉向上を考えいかなければならなりません。こういう大きな原則にあるわけであります。

その原則に基づいての補助金による助成、それからいま問題になつておる金融政策をどのように持つていいか、この金融による面、これは非常に大きな面があると思うでござります。

従来制度資金あるいは系統資金、それぞれ一応の効果をあげてしまつたと思うのでござりますが、ただいま五つの点をおあげになつてのお話でございます。今回の三案、本来いうと、私どもはもう一案御提案申し上げて一緒に考え方を願うほ

ども、それは御趣旨に沿いまして、やはりあまり競合するということは好ましくないことありますので、分野調整については今後とも検討してまいり、御意見のようにしなけていきたい、かよう存するわけでございます。

それから、分野調整のお話が出ました。また、

今後の金融の見通しとしての共済金やあるいは農業者年金の活用についてもお触れになつたのでござりますが、これは御趣旨に沿いまして、やはりあまり競合するということは好ましくないことありますので、分野調整については今後とも検討してまいり、御意見のようにしなけていきたい、かよう存するわけでございます。

今回の法改正の中で、これから制度資金にしても系統資金にいたしましても相当横の幅が広がつてくるのではないかということござります。すなわち、今回業務内容等につきまして拡充をしたゆえんも、御意見に沿つておることでござります。また、農協の資金コストが高いのではないか。市中銀行の場合などを考えまして、相当合理化も進んでおるというような点から考えますならば、そういう点も十分考えられますので、それぞれの機関の経営の合理化をいたすということとともに、できるなら合併をも促進をいたしまして、資金コストを下げて、せっかく農民の期待に沿う金融である以上は、系統資金も得る限り低利の融資の行ない得るよう、あるいは条件のいい資金を提供し得るようになっていく必要があると思うであります。

せつかりいろいろ御意見をちょうだいいたしまして、以上私の一応の考え方の一端を申し上げ、お答えいたします。

○櫻内国務大臣 以上の前提に立つて、ただいまから個別の問題についてお尋ねをしたいと思いますが、第一番目には、財政と金融の果たす役割の分担、いわゆる機能分担といいますか、それについてであります。

普通農政の場合は、一般的に一律補助政策といふ形がとられております。ほとんどの仕事につい

て何%という率でもつて補助率をきめて、残り分

もつと系統資金全体として考えて、単協ではでき

るような次第でござります。

それから第二番目の御指摘でございますが、單協だけで要望にこたえていくということにはなかなか限度があるのでないか。そういうことで、農村に還流するようつとめたい、このように考え

ておるわけであります。

その場合に、たとえば西ドイツの例等を見ますと、西ドイツ連邦政府予算の約三分の一が金融経費に充てられております。これは直接貸しもありますし、利子補給に回されるものもございます。ところが、日本の場合は、総予算の中で金融経費の占めるウエートというのは、たぶん三%前後じゃなかろうかと想います。

そういう点で、もう少し金融機能を政策的にも強化していく必要があるし、それから、農家自身の自發的な発意によって當農業計画が進められるという点を前提に考えますならば、農家自身の経営プランが先行してそれに対して系統融資でもつてまかなうべきものはまかなう、それでもつて、採算の上でなかなか容易でないという面については、補給金利のついたあるいは財投を原資にする制度金融でカバーをする、それでなおかつ帳じりの合わない部分あるいは奨励措置を講ずる必要のある部分については、補助金によってこれをカバーしていく。そういうふうな、私のとばをもつてすれば、金主財团、いままでは財主金團で、財政が常に主戦投手をつとめて、金融があとをついて回るという形であったのですが、ものによつては、さつき申すような個別経営内容等については、むしろ逆に金融を主にして、財政をあとにするといいますか、そういう形もあっていいんではないか。ところが、今日の農林予算の中にはほとんどそういう発想がないということは、農家のこれからの行き方のためにも、また農林省

自身が、政府自身が今まで基本農政ということとで農業基本法以来少しまりました自立農家の育成、協業の助長という大眼目から考へても、ちょっと金融に対し、大事だ大事だとは言いつながら、現実にどういうふうにするかということについての配慮をいささか欠いておるのではないか、というふうな気がいたしますが、そこら辺についてのお考えはどうですか。

○内村(良)政府委員 お答え申し上げます。

ただいま湊先生から非常に重要な問題について御指摘があつたわけでござります。申し上げるまでもなく、財政支出、すなわち、現実的には補助金が多いわけでございますが、それと金融に対するいろいろな補助というようなものが今日農政の大きな柱、もちろんそれ以外に価格政策が大きな柱としてあるわけでございますが、生産面、経営面から見れば、そういった補助金と金融が大きな柱になつてゐるわけでござります。

そこで、現在までの考え方といたしましては、いわゆる農業の生産の基盤整備あるいは構造改善

といふようなものは個別農家の手に負えないものでござりますから、こうしたものにつきましては、やはり土地改良その他補助金を中心としてや

る、その場合に補助融資ということと、融資についてさらに補助をするというようなことで、基

本整備の面につきましては補助金及び制度金融、特に公庫資金というものを中心として考へるといふ

うでござりますから、この点につきましては、中金、系統含めまして、農業者

の生産及び生活の場である農村地域の産業基盤ま

たは生活環境の整備等にこれらの資金を活用する

ことにしておるわけでござります。これは中金法

の改正、今後審議されます、提案になります農協

の改正の中でも法律上そういう規定の改正があるわ

けでござります。

○内村(良)政府委員 お答え申し上げます。

その場合に考えなければならないことは、日本の農業あるいはドイツの農業、それぞれの農業のお

い立ちなり社会環境その他全部違うわけでござ

りますから、そうした面もよく考えながら今後政策

の展開をはかつていく必要があるのじゃないか。

ただ、その場合におきまして、先生御指摘のとおり、これから個別經營の育成あるいは集団的生

産組織の育成というようなことを考へた場合に、

金融が主ではないかという御意見でござります

が、私どもといたしましても、そういう点につ

きましては今後慎重に検討しなければならぬ問題

がたくさんある。筋といたしましてはやはりそ

ういった方向でいくべきではないかというふうに考

えているわけでござります。

○湊委員 昨年農政審議会が約一年余の日数を費

やして検討した結果、系統金融いかにあるべきか

というふうな問題について答申を出したわけであ

ります。

そのボイントは四つあつて、一つは、いわゆる

大規模経営、これについてどういうふうに対応す

るか。二番目には、農外要因が最近ふえて、特に

農協の貯金等を見ても六割が土地売り代金である

とか兼業収入であるとかいうことで、本来の農業

所得を原資とする貯金が半分以下に下がつてしまつておる、こういう農外要因の拡大に対応してどう

対応するか。三番目には、さつきも申し上げま

ったけれども、一般経済界の変化に伴つて当然系統金融の経営体制というものを見直さなければいけない。それに対してどういうふうにこたえてい

くか。四番目には、系統金融組織そのものにおける機能の変化、これにどう対応していくか。

こういう四つの問題点を中心て答申が行なわれておるわけでございますが、今度の提案された改正法及びこれがまだ未提案ではあります、関連

して農協法の改正等において、ただいまの答申が

どの程度生かされ、今後取り残されておる問題は

どういう問題があるのか、ひとつお答えを願いたいと思います。

それから、中期の資金になりますと、これは近代化資金でカバーされているわけでござります。

その場合に、ただいま御指摘では、

その他の直接生産とは関係のない面の長期資金と

いうものは、系統資金によつてまかなわれている

という体系になつてゐるわけでござります。

西ドイツ等に比べれば、日本の場合金融面につい

ての補助が非常に少ないじゃないかというお話を

ございます。その点につきましてはそのとおりだ

と思います。ただ、私どもから申し上げますと、

○内村(良)政府委員 お答え申し上げます。

まず第一に、農政審議会の報告の中で指摘のご

ざいました農政の推進上、大規模経営や協業等の

集団的生産組織の育成について系統金融はいかに

対応するかという問題でございます。

この問題につきましては、御指摘のとおり、大

規模の貸し付け限度の引き上げ、信用補完制度の

拡充、農林中央金庫による農業者等への直接貸し

付け等の措置を講じておるわけでござります。

第二に、近年農協系統の信用事業の伸長により

まして、農協系統全体として系統内部の資金需要

を満たしてもなお相当の資金があるではないか。

この資金の有効適切な活用の方途を開くのにはどう

うしたらいいかという点でございますが、この点につきましては、中金、系統含めまして、農業者

の生産及び生活の場である農村地域の産業基盤ま

たは生活環境の整備等にこれらの資金を活用する

ことにしておるわけでござります。これは中金法

の改正、今後審議されます、提案になります農協

の改正の中でも法律上そういう規定の改正があるわ

けでござります。

○湊委員 ただいま、今後に残された大きな問題

としては、現在の情勢変化に對応していくために系

統農協組織そのものについて考え方直す点が非常に

多いというふうにお話でございましたが、農協自体

はもちろんこれは自主的、民主的な団体であります

から、行政指導なり立法等によって直接に指導す

るというよりも、むしろ系統内部からのいろいろ

な議論を吸い上げながらやつていかれるようにお願

いをしたいと思うのであります。ただ、問題と

して、この数年前は非常に一般金融が縮まりぎみ

であった。あの当時、資金が足りない、したがつ

て、外部のほうからは系統のほうに実は資金需要

が殺到したという時期があって、コール市場やな

んかも満ばい。そこで大型単協はもろんのこと、

信連等もほとんど金をそつて回してしまつて、コール市場は全く何といいますか、戦国

時代のような状態を呈した時期がございました。

その当時は頂点にある中金の金庫がからっぽで、

農林債券の発行等によってからうじてまかないを

つけるということ。ところが、昨今は事態が全く

逆転をして、みんな下から上へと預金が上がつて

きて、中金 자체おそらく三兆円くらい余裕金をか

え込んで、実際の使い道に困り果てておる、こ

とばは不適当かもしれないが、現実に困り果て

であるというような状況ではなかろうかと思いま  
す。

そういうことになつてまいりますと、早晨单協の場合も、米の生産調整が進んでいきますと、だんだんと保管料、手数料、これが減つてしまります。また金融のうまみが失われてくれば、金利収入が減ります。金融と販売によってささえられてきているというのがいまの農協の姿でありますから、現在のような姿であれば、当然はしごをとられたようなかくこうになるおそれなしとしないわけであります。

直貸し制度を設けたり、あるいは守備範囲を横に広げてみたり、いろいろなくふうを今回、簡単に言えば、しているように思います。しかし、こういう情勢といつものいつまでも続くものとうふうにお考えでどうか。それともいま申しますような窮余の策といふらなことが先立つて、今度の改正が行なわれたのでどうか。そちら邊どうなんですか。

非常に変わってきたという御指摘があつたわけでございます。そこで、金融情勢の変転と申しますが、動きと申しますか、これはかなり他のいろいろな経済的な要因もござりますので、今後相当変わるといふ可能性があるのではないか。すなわち、現在までのところは金融が非常にゆるんでいるわけでございますが、最近また預金金利の引き上げ等が問題になっているというようなことから、金融が少し締まってくるのではないかというようなことで、金融情勢自体については相當な動きがござります。

そこで、今般の改正がそういったことを背景にして改正が行なわれたのではないかという御質問だと思いますが、私どもは単に金融情勢の変転だけによって今般の改正措置をとったわけではございません。御承知のとおり、農業の基盤というのが非常に変わってきてるわけでございます。

ある。あるいは土地代金がふえているということは現実でござります。したがいまして、そういった現実を踏んまえた中で、そういった金がだんだん系統に集まってくる。それを活用するためにどうしたらいいかということになりますと、それは單に農業だけではなくて、農村の環境整備あるいは産業基盤の整備というようなことにも使うべきではないか。これは現在、日本の各分野におきまして、そういった社会資本の拡充というような点に非常に力が入れられておりますので、農協自体がそういう面にいろいろ力を入れていくといふことはない。

○内村(良)政府委員 お答え申し上げます。

に、農協が準組合員あるいは信連の場合は係会員と申しまして、会員の組合員でございますが、それに相当大口の貸し付けをしているということは、私どものやつております信連等の監査でも事態を把握しております。そのこと自体は必ずしも違法行為であるということが法律上いえるかどうかは問題がございますが、いずれにいたしまして、あまり好ましいことではないわけでございまします。そこで、そういうた事態を見つけました場合には、私どもいたしましては、検査でそれを指摘し、改善措置をとるよう命じております。そこで、ただいま先生から具体的にお話のござ

しましたケンブリッヂで、最近の土地も、投機というもののどれくらいの金が動いてるかということを現段階では必ずしも正確に把握しておりませんけれども、いずれにいたしましても、土地買い占めあるいは買いあさり等の投機的な土地取得に農協系統金融が関与するということは間違いないと思いますので、二月二十三日付けで、土地取得関連融資の抑制についてという通達を出して、そういった融資については届け出制をとることなどをやっています。

私どものいろいろ資金繰り等を見ているところでは、農林中金に関する限りは、あまり土地取得的な面に融資が出ているということはないのではないか。信連は御承知のとおり四十六もございま

べく農協自体が使ってくれといふことの、いまの状況であります。預金は扱わなければならぬ、金は

○渡辺(農)委員 農林省は、土地買収についても通達を出して、そういうところには金はあります。そのとおりだと思いますが、信連、特に農林中金は直接農林省が監督をしておるわけであり

ますが、農林中金は債券を買うことができるようになりました。そこで、ある人が大手の一流会社のところへ行って、担保を入れて、その持つておるいろいろな債券を借りてきて、中金に買い戻し条件つきで売って、その金で土地買い占めをやっておるわけです。これは帳簿からわからぬです。帳簿ではとにかく債券を中金が買っているのですから、中金は金を貸している。しかも買い戻し条件づきだから、ある期間がたってそれをまた買って取らなければいけない。實際は融資になる。こういうようなことが私の耳に入つておるんだが、そういうことは実際ないかどうか。農林省は片りんもそういうことは考えられない。こう思うかどうか。あるいは、そういうことがあるとすれば、結論は、結局、いろいろ中金に都市農協からたくさん金が流れ込んでおる。特に横浜の何とか農協とかどこ農協とか、練馬あたりとか、五百億とか六百億とかといふ膨大な預金を持つておつて、農業関係で使えと言つたつて使い切れないんだ。これは實際に何らかの措置をしてやらなければ、もうそういうことは苦しまぎれにやらざるを得ない。やらざるを得ないよう農林省はしておくんだから、苦しまぎれにやらなくていいように、何か方法を考えなければならぬと思うが、そういう実態を少しも知らないか。それとも、苦しまぎれにやつているとすれば何かほかに方法がないか。何か知恵を考えているかどうか、ひとつこの際承りたいと思ひます。

用につきましては、法令上相当な規制があり、私ども一々の融資につきまして、ものによつては個別認可をしておるということともござりますので、私は、ただいま渡辺先生の御指摘があつたようことは、中金についてはないのではないかとうように思つております。

それから、都市農協の問題でございます。これは農協が農民の職能組合でありながら、実際はほとんどその辺の人たちの組合員が農業をやめてしまつて、土地代金等がどんどん入つてくるというようなことで相当な預金を持ち、農業投資がほとんどの組合が相当数ござります。この都市農協のあり方といふものは、今後農協の系統組織のあり方として非常に大きな問題で、私どももいたしましても、いまのままで組織上放置をしておいていい、というふうには考えておりません。したがいまして、先ほど申し上げましたけれども、この都市農協の問題につきまして、今後農協組織検討会で十分検討して、何らかの道を見つけていかなければならぬ深刻な問題だといふふうに考えております。

○渡辺(美)委員 これで終わりますが、買い戻し

条件づきの債券は一切買つてないかどうか。それからもう一つは、農林省、もう少しきばき答弁できるように、次のチャンスまでお待ちをいたしますから、勉強をしておいてください。終わり。

○渡辺(美)委員 制度金融には、大分けにして、先ほど申しましたように、公庫資金それから近代化資金があるわけであります。今般、近代化資金については、基準金利の引き下げに見合う貸し出し金利の引き下げをやり、あるいは貸し付け限度額の改善を行なったわけであり、同時に公庫資金等についても、融資条件のさまざまの改善のあとについ

ては大いにこれを多いたしますが、この両資金の問題に実際に、さつき言いましたように、重複した貸し出しがかなり実はあるわけであります。漁船資金なんといふものはその最たるものであります、それと同時に、さつき申しましたように、府県段階で、多い県では十三から十四ぐらいの单

独の近代化資金類似の制度金融をやつておるところもあつて、農家のほうからすれば、一体どの金をどういうふうに借りたらいいのか、この金はどういう性格の金であるのか、判断に迷つておる点もあるわけであります。その辺、この金利に対する考え方が一つ。二つには、両方の重複といいまして、それをどういうふうに立て分けをつけていいかということが二つ。三つ目には、さつき申しましたように、借りる農家の側から考えて、もう少し懇切丁寧にそこら辺は整理してあげる必要があるんじゃないかと思いますが、それについての考え方方が三つ。以上簡潔に御答弁をお願いします。

〔委員長退席、山崎(平)委員長代理着席〕

○内村(良)政府委員 農林公庫資金は、申し上げるまでもなく、長期、低利な資金でございまして、この金融機関が融資するのに困難ではあるけれども、まあ政策的に非常に必要だといふものを融資するのが農林公庫資金の目的でございまして、融資分野も、先ほども申し上げましたけれども、

基盤整備とかあるいは経営構造改善等が主になるわけでございます。一方農業近代化資金は、中期の資金をカバーいたしまして、農業近代化資金は、中期の高度化及び近代化のための資金を供給するわ

けでございます。ただ、現実問題として、たゞいま済先生から御指摘がございましたが、若干のものによっては公庫資金、近代化資金あるいは県の資

金がダブル面が全然ないわけではございません。したがいまして、こういった面につきましては、逐次今後の金融制度の整備という過程を通じて、ある程度調整していくかなければならぬような面もござりますけれども、現在それによってそれほど大きく困るというようなところまでは事態はなつてないというふうに考えております。

なお、借りるほうから見て、いまの農業金融制度は非常に複雑でわかりにくく、これをもつと簡素化、合理化をやるべきであるという御指摘でございますが、このことは私ども、現実に農家の方あるいは農協の方々から常に指摘されている問題でございます。もちろん農協の専門家になりま

すと、その辺のところはよくわかつておりますので、各自としてはこの資金がいい、ということを農民にそれを推薦してやつておるのだということを言つましては、私どもとしても一生懸命努力しながら、みんなから預金を集め、それを貸し付けても、非常にわかりにくい面もあるということを考へますので、今後これの簡素化、合理化にかかることが二つ。三つ目には、さつき申しましたように、借りる農家の側から考えて、もう少し懇切丁寧にそこら辺は整理してあげる必要があるんじゃないかと思いますが、それについての考え方方が三つ。以上簡潔に御答弁をお願いします。

〔委員長退席、山崎(平)委員長代理着席〕

○内村(良)政府委員 農林公庫資金は、申し上げるまでもなく、長期、低利な資金でございまして、この金融機関が融資するのに困難ではあるけれども、まあ政策的に非常に必要だといふものを融資するのが農林公庫資金の目的でございまして、融資分野も、先ほども申し上げましたけれども、

基盤整備とかあるいは経営構造改善等が主になるわけでございます。一方農業近代化資金は、中期の資金をカバーいたしまして、農業近代化資金は、中期の高度化及び近代化のための資金を供給するわ

けでございます。ただ、現実問題として、たゞいま済先生から御指摘がございましたが、若干のものによっては公庫資金、近代化資金あるいは県の資

金がダブル面が全然ないわけではございません。したがいまして、こういった面につきましては、逐次今後の金融制度の整備という過程を通じて、ある程度調整していくかなければならぬような面もござりますけれども、現在それによってそれほど大きく困るというようなところまでは事態はなつてないというふうに考えております。

なお、借りるほうから見て、いまの農業金融制度は非常に複雑でわかりにくく、これをもつと簡素化、合理化をやるべきであるという御指摘でございますが、このことは私ども、現実に農家の方あるいは農協の方々から常に指摘されている問題でございます。もちろん農協の専門家になりま

すと、その辺のところはよくわかつておりますので、各自としてはこの資金がいい、ということを農民にそれを推薦してやつておるのだということを言つましては、私どもとしても一生懸命努力しながら、みんなから預金を集め、それを貸し付けても、非常にわかりにくい面もあるということを考へますので、今後これの簡素化、合理化にかかることが二つ。三つ目には、さつき申しましたように、借りる農家の側から考えて、もう少し懇切丁寧にそこら辺は整理してあげる必要があるんじゃないかと思いますが、それについての考え方方が三つ。以上簡潔に御答弁をお願いします。

〔委員長退席、山崎(平)委員長代理着席〕

○内村(良)政府委員 農林公庫資金は、申し上げるまでもなく、長期、低利な資金でございまして、この金融機関が融資するのに困難ではあるけれども、まあ政策的に非常に必要だといふものを融資するのが農林公庫資金の目的でございまして、融資分野も、先ほども申し上げましたけれども、

基盤整備とかあるいは経営構造改善等が主になるわけでございます。一方農業近代化資金は、中期の資金をカバーいたしまして、農業近代化資金は、中期の高度化及び近代化のための資金を供給するわ

けでございます。ただ、現実問題として、たゞいま済先生から御指摘がございましたが、若干のものによっては公庫資金、近代化資金あるいは県の資

金がダブル面が全然ないわけではございません。したがいまして、こういった面につきましては、逐次今後の金融制度の整備という過程を通じて、ある程度調整していくかなければならぬような面もござりますけれども、現在それによってそれほど大きく困るというようなところまでは事態はなつてないというふうに考えております。

なお、借りるほうから見て、いまの農業金融制度は非常に複雑でわかりにくく、これをもつと簡素化、合理化をやるべきであるという御指摘でございますが、このことは私ども、現実に農家の方あるいは農協の方々から常に指摘されている問題でございます。もちろん農協の専門家になりま

いろな問題があるわけありますが、今回提案されておりますこの農業信用保証制度、これも単協段階の実態を見てみますと、実は単協が一括して扱つておるため、金利の一部という受けとめ方をされておるところが大半であります。特に、保証してあげたから金が出たんだというような感じじやなくて、一緒に保証料まで含めて金利として、ちょうど健康保険税と税金と一緒にしたような受けとめ方でおる農家の人が非常に多いわけであります。

そこで第一番目には、この担保の徴求について、これは本来系統金融というのは、対人信用が原則であると私は思います。対人信用の原則とすることで、村の中で大体顔を見れば、こいつはもうだいじょうぶだというようなのはある程度実はわかるわけでありますから、その担保の制度とあわせて保証制度、それについてひとつ農林省の考え方をお聞きしたいと思います。私どもの調べでは、物的担保をとっているのは大体割ちょっとで、あとは保証人を八割くらいは必ずとつておるということをやつております。これは金融でござりますから、完全に無担保、無保証というわけにはいかない面もあるわけでござりますけれども、近代化資金、今度の改正で一般資金につきましても保証制度、保険制度が拡充されるわけでござりますから、私どもいたしましては、そういった制度がある以上、あまり担保の徴求をきびしくやらぬで融資をするように指導したいというふうに考えております。

○**済農員** 次に、近代化資金でありますと、さつき大臣に一番最初お尋ねしたとき申し上げましたように、貸し出しの平均残高は五十万足らず、たしか四十八万ぐらいになっておったんじゃないかなと思います。ということは、右へならえ融資、平

等貸しということが単協の窓口で行なわれる。それについて、政策性といいますか、それがほとんど加味されていないというのが現在の近代化資金の運用の実態であろうと思ひます。

これは意見の分かれるところなんであります。が、系統原資を使つんだから、一切がつさいこれは単協まかせでいいんだという意見をお持ちの方もいらっしゃいます。また、利子補給をつけてある種の政策性を加味しているんだから、いまのようないい单協まかせといいますか、単協の理事さんの判断だけ金が動くというシステムよりは、当然もう少し政策性を加味して、資本装備を高度化したり経営を近代化するというのが近代化資金の目的なんですから、ほんとうにその目的に沿うような貸し出しの方法を考えるべきであるといふ意見があります。私は後者の意見であります。

ただし、これは系統の資金でありますから、直に行政官庁が介入してどうのこうのといふことはよろしくないと私は思います。したがって、系統内部でそこら辺の筋道を立てるよう、それぞれこの系統の組織のほうでリードさせるような基準か何かをやはり考える必要がある、こう思いますが、どうお考えですか。

○**内村(良)政府委員** 御承知のとおり、近代化資金は、系統資金につきまして、県が利子補給を行なうものにさらに国が補助するということになつております。したがいまして、從来からも、貸し付けにつきましては必ずしもすべてのところが農協まかせというわけではなくて、県もやはり利子補給をしておるわけでござりますから、県もかなりさきり込んでおるところもございます。

しかし、現実の運用を見ますと、農協まかせのところが多いのじやないかという点は、あるいは御指摘のとおりかとも思ひますので、私どもいたしましては、やはり行政が直接介入するという

のじやないか。ただ、行政庁があまり深く介入して、これでやらなければ貸しちゃいかぬとかどうだとかいうところまでやるのは、やはり系統資金でござりますから、考えものではないかというふうに考えております。

○**済農員** いまの問題に関連して、実は農業改良普及員制度がもうすでに二十年余を経過しておりますが、実際問題としては改良資金だけを事実上扱つておる。総合資金等についても、事前審査はある程度やつておるようであります。が、この機会に改良普及員制度というのを改めて、一種の經營コンサルタントみたいな考え方で、あらゆる制度資金を含めて經營のプランニングを助言するというような形にしてはどうか。たとえば、後継者資金は借りた、けれども、総合資金のほうにちつともつながりがない、改良資金は改良資金、それから総合資金は総合資金というのがいまの実態であります。せっかく国の関与するお金なんでありますから、そこら辺は体系的に——後継者は将来規模を拡大するためには当然総合資金を借りる資格のはずなんでありまして、その対象がまるきりつながりなしに動いているというのにおかしいし、いわんや近代化資金はそれをさらにカバーするわけなのでありますから、そういう資金全体を改良普及員制度の中でもうまくこなしながら、いま申す政策性というものをそういう形を通じて入れていく、そういう発想はできないものか、その辺ひとつ。

○**内村(良)政府委員** ただいま先生から御指摘がございましたように、改良資金につきましては、これは普及事業と非常に結びついているわけでござりますから、普及員がかなり深くタッチいたしまして、普及員のオーケーがないものは融資しないというような形になつておる県もござります。そこで、今後普及員をそういう農業経営の面に

考えるのも若干問題があると思うので、今後の普及員制度自体の問題、普及制度自体の問題と関連しながらこの問題も考えなければならないのじやないか。ただ、その場合に、近代化資金等の場合には、融資の主導権を普及員が握つてしまふことまで持つていくのは問題があるのであります。時間が関係上、農林中央金庫法についてお尋ねしたいと思いますが、今度の金庫法の改正について、これは単純に大臣の認定で延長する道もありますが、先ほど米話のあったような情勢に対するのですが、先ほど米話のあったような情勢に対するのですが、改正の内容から見て、この際かなり抜本的に改正しよう、こういふことです。これは単純に大臣の認定で延長する道もありますが、中央金庫の基本的な性格なのですが、これは特殊法人、こういふことです。これが単純に大臣の認定で延長する道もありますが、中央金庫の基本的な性格なのですが、これは特殊法人、こういふことです。これが単純に大臣の認定で延長する道もありますが、中央金庫の基本的な性格なのですが、これは特殊法人、こういふことです。これが単純に大臣の認定で延長する道もありますが、中央金庫の基本的な性格なのですが、これは特殊法人、こういふことです。これが単純に大臣の認定で延長する道もありますが、中央金庫の基本的な性格なのですが、これは特殊法人、こういふことです。

○**内村(良)政府委員** 申し上げるまでもなく、寄つては來たが、今度の改正は明らかに特殊法人、こういふことをいわれておりますが、改正の内容からすると、かなり一般の金融機関にずっと寄つてきた上うな感じが率直な話いたします。一方、系統内部では、全信連的な系統の全国組織として発展させたらしいじゃないか、こういう意見も実はかねがねござります。

そこで、系統金融機関の頂点に立つ、いわば全信連的な性格のものにしていくのがいいのか、あるいは一般金融機関にずっと寄つては來たが、寄つては來たが、今度の改正は明らかに特殊法人、こういふことをいわれておりますが、改正の内容からすると、かなり一般の金融機関にずっと寄つてきた上うな感じが率直な話いたします。一方、系統内部では、全信連的な系統の全国組織として発展させたらしいじゃないか、こういう意見も実はかねがねござります。

そこで、系統金融機関の頂点に立つ、いわば全信連的な性格のものにしていくのがいいのか、あるいは一般金融機関にずっと寄つては來たが、寄つては來たが、今度の改正は明らかに特殊法人、こういふことをいわれておりますが、改正の内容からすると、かなり一般の金融機関にずっと寄つてきた上うな感じが率直な話いたします。一方、系統内部では、全信連的な系統の全国組織として発展させたらしいじゃないか、こういう意見も実はかねがねござります。

○**内村(良)政府委員** 申し上げるまでもなく、農林中金は、農林漁業の協同組合を通じて農林漁業者の社会的、経済的地位の向上をはかり、あわせて国民経済の発展を期するという協同組合法制を前提にしてできているわけでござります。したがいまして、中金の会員は農林水産業関係の協同組合が会員になつて、それの中央の金融機関として、農林中金の特殊法人としての性格であったわけでござりますが、これについてはやはり普及員制度のあり方自体と非常に密接に関連してくるわけでござります。これが從来からの農



林中央金庫の性格が変わつてゐるわけであります。したがつて、消費組合を構成員とすることになると、中金の基本的な性格に触れる問題にもなつてくるわけでございまして、今回、先ほども申し上げましたとおり、中金の基本的な性格は変えないという線で法律改正をやつておりますので、それは適当ではないのではないかということでお除いたわけでございます。

それからさらに、準組合員にしたらどうかといふ問題でございますけれども、準組合員というのは、これは協同組合法上世界に例のないやり方でございまして、わが国の農協と漁協の場合にそいつた準組合員制度があるわけでございます。したがいまして、そういう準組合員制度を農林中金のような特殊法人の場合に取り入れることは、法制上どうかというような問題もございまして、その点も見送りにしたわけでございます。

○渕委員 最後に、役員の問題についてひとつお尋ねをしたいと思いますが、今回、出資者総会の同意を得て理事長が副理事長及び理事を任命する。従来はその同意条項がなかったわけあります。

これについては、公選論から始まつていろいろな議論が、過去においても、現在もあるわけであります。理事長のほうは出資者総会において選任をする、それから一方のほうは、同意を得て任命をする。この選任と任命の使い分けをやつたのは、どういう法律上の根拠に基づくものなんですか。

○内村(良)政府委員 選任と任命の法律的な用語の解釈という問題につきましては、選任というのは選挙で選ぶ、任命というのは任命権者が任命するというのが、大体通常の解釈でございます。ただ、地方自治法であつたかと思ひますけれども、たしか出納長か副知事かは知事が選任するという規定がござります。したがいまして、その用語の使い方自身も、必ずしも明確に割り切れてゐるわけではございませんけれども、一応從來中金法では、副理事長及び理事は理事長が任命するといふことになつておりますので、今後同意を得てやる

場合におきましても、やはり副理事長、理事の性格は、同意を得たとしても、理事長の補佐機関であるといふ性格は変わりませんので、任命のほう申しあげましたとおり、中金の基本的な性格は変えないという線で法律改正をやつておりますので、それは適当ではないのではないかということでお除いたわけでございます。

私は十数年前に副知事に選任されたことがございましたして、いま申すとおり、法律用語としては厳密にきちんと立て分けはつくまいと思いまして、ただ、感じとしては、選任のほうが何となく命といふこととばを使ってゐるわけでございます。

○渕委員 ただいまのお答えであります。任

務的な感じがするわけであります。

そこで、問題は、中金も同じ系統のピラミッドの頂点に立つ系統組織の一部でござりますから、当然これにつながる構成所屬団体、各系統農協等の御意見も、今回の改正にあたっては十分内部的に詰めたものと思っておりますが、これで大体系統内部のほうもおおむね、まあまあよからうあるいはしかたがなかろうというふうなことなんでございましょうか。そこら辺の内部の話し合いの経過を、簡単にひとつお聞きをしておきたいと思ひます。

○内村(良)政府委員 中金法の改正の問題につきましては、今年秋に五十年の終期が来るというところから、系統あるいは中金の関係者の間では二、

三年前から、今後中金というものをどういうふうにするかということで真剣な議論がなされてきました。

○野坂委員 まず農林大臣にお尋ねをしたいと思ひます。先ほどもお話をありましたように、農民の金は農民へ、そういう原則を踏まえてこれからの農業金融は進めていく、そういう質問に対

して農林大臣は、高能率の農業をやる、生産性を高めて高福祉の農村を建設していく、こういうふうに胸を張つてお答えになつたところであります

が、今日農村への金融還流はわずかに四割というのがいまの答弁でも明らかにされたところであります。

なぜこのように還流をしないのか、その点をまず初めにお尋ねをしておきたい、こう思いました。

○櫻内国務大臣 これはいろいろの角度から考えられると思います。たとえば単協の貸し出し規模が小さ過ぎるのはないか、あるいは先ほどから

問題になつておったように、コストが高過ぎる、合意を行なつたわけでございます。したがいまして、私どもの判断では、大体皆さま方も満足して

おられるのではないか。ただし、さしいな点につきましてはいろいろ意見の違う点もござりますし、

これが完全にいいということではないと思ひますけれども、特に今度の改正は、もうわれわれの考

えてゐるのとは全く違うのだというような性質の

○渕委員 以上で終ります。

○山崎平一委員長代理 午後一時三十分より再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時二十五分休憩

○佐々木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後一時四十三分開議 質疑を続行いたします。野坂浩賢君。

○野坂委員 まず農林大臣にお尋ねをしたいと思ひます。先ほどもお話をありましたように、農民の金は農民へ、そういう原則を踏まえてこれ

からの農業金融は進めていく、そういう質問に対

して農林大臣は、高能率の農業をやる、生産性を

高めて高福祉の農村を建設していく、こういうふ

うに胸を張つてお答えになつたとおりであります

が、今日農村への金融還流はわずかに四割とい

うのがいまの答弁でも明らかにされたところであります。

なぜこのように還流をしないのか、その点をまず初めにお尋ねをしておきたい、こう思いました。

○櫻内国務大臣 これはいろいろの角度から考

えられると思います。たとえば単協の貸し出し規

模が小さ過ぎるのはないか、あるいは先ほどから

わけでございます。それに基づきまして、関係のほうから政府に対しましても、こういった改正を

して出されていますが、四十二年、大体その総ワク一千億に対して九百八十億だったと理解しておりますが、その程度の貸し出しが行なわれ、農民

側からいますと借り入れが行なわれておりますが、四十三年以降三千億の総ワクに対して大体千四百億、その程度の貸し出し、借り入れが行なわれておる、こういうのが実情であります。なぜそ

のようによ算のワクにも到達しないか、近代化資金自身にコスト高という問題を踏まえておる、こ

れで、なぜこのように理解してよろしいんですか。

○内村(良)政府委員 近代化資金の貸し付け状況につきましての数字の点につきましては、ただいま先生の御指摘があつたとおりでございます。

そこで、なぜ近代化資金がそのようにワクが満たされないかという点につきましては、私どもの

見ているところでは、いわゆる農機具等の施設投資が一巡した段階であるということと、それから

貸し付け限度がやはり二百万というがございま

たされないかという点につきましては、私どもの

ところでは、なぜ近代化資金がそのようにワク

が小さ過ぎるのはないか、あるいは先ほどから

わけでございます。それに基づきまして、関係の

ほうから政府に対しましても、こういった改正を

して出されていますが、四十二年、大体その総ワク一千億に対して九百八十億だったと理解してお

りますが、その程度の貸し出しが行なわれ、農民

側からいますと借り入れが行なわれておりますが、四十三年以降三千億の総ワクに対して大体千四百億、その程度の貸し出し、借り入れが行なわれておる、

このように予算のワクにも到達しないか、近代化資

金自身にコスト高という問題を踏まえておる、こ

れで、なぜこのように理解してよろしいんですか。

○内村(良)政府委員 貸し付け限度を引き上げま

る。たとえば単協の貸し出しについてのある程度の制限はやむを得ない、これは一部の者だけに貸すわけにはいかないということがあれば、上部金融機関がその辺を見ると、いうようなくふうをこら

したらばどうかということと、今度の改正をお願いしておるような次第でござります。

す以上、そのようになるように指導したいというふうに考えております。

○野坂委員 いまお話をございましたが、農業者の農業に対する資本の投資率といふのは、最近年々減少しております。特に農業白書にも示されておりますように、農機具の減少率は前年度に對して一一・四%、こういふうに理解しております。また建物もそのような投資は減少しております。

一体なぜ——一巡をしたといふながら、コンパンあるいは自動車、そういうものは著しい向上を示しておる、こういう一面を見せておりますが、このような姿といふのは、農協なりあるいは関係機関の慾望等によってやられるコンパンその他がござりますが、総体的に資本装備率といいますか、固定資本に対する投資は著しく減退を来ました。これは農業者、農民の生産意欲の減退、こういうことがいわれるではなかろうかといふに思われますが、どのようにお考えですか。

○櫻内國務大臣 こういう問題は一つの理由だけでどうこうと申し上げにくいことである、こう思ひます。いまの生産意欲が後退をしておらないかということにつきましては、一方において米の生産調整をやつておった事実もございまするから、それが要素の中にある部分ないということは言ひ切れないと思ひます。しかし、それだけで判断をするというわけにはいかない、かようを見ております。

○野坂委員 意欲は減退をしていない——しかし、国民総生産に占める農業の生産的地位といふのは、新聞でもごらんのとおりに、わずかに三・七%であります。しかも、四十二年を一応のピークといいますか、三十五年からずっと上がって四十二年まで上がりましたが、あなたがお話しになつたように、米の生産調整をやり出したころから非常に農業所得といふものも減少をしておりまます。こういふのはなぜそのようになったのか。農業政策は高能率で生産性を高めるとあなたが決意を表明されておるにもかかわらず、実績としては異常に下降の線をたどっておりますが、なぜなん

です。どこに問題があるのか、どこに欠陥があるのか、お尋ねをしたいと思います。

○櫻内國務大臣 四十二年をピークにしておる、これは数字がそのように示しておると思います。

四十二年から四十三、四十四、四五、四十六とこの経緯があるわけでござりますが、私が申し上げた能率のよい、福祉のよい農村、農業といふことは、これから私の農政に対する姿勢を聞かれおるのについて申し上げておるわけでござい

ます。過去はもうすでにいろいろと実績が出ておるのでござりまするから、その実績に基づいての検討と御批判を賜わつて、一体これからどうするかということにお答えをしておるということを御了承いただきたいと思います。

○野坂委員 過去の農林大臣はできが悪かつたけれども、櫻内農林大臣就任からは意欲的に飛躍的に農政が発展するであろう、こういうことです。

そこで、あなたがこれからそのように伸ばしていくといふことは、曲がりがどにきておるのではなくに、崩壊の寸前だと農民の皆さんは言つていらっしゃいます。しかし、あなたがお話しになつたように、

そのように意欲的になるかどうかは、あなたの姿勢を含めて、この間節なり乳価なりそういうもの

の上げ幅を考えたときに、内心じくじたるものを感じておるのは私一人ではないと思うのです。

そこで、この金融面でありますと、いま経済局長さんがお話しになりましたように、貸し付けの限度ワクを拡大した。拡大をしたから農家の皆さんがたくさん借りくるであろう、また、そういうふうに指導する、こういうことであります。そこは歓迎。また、利息が減少されておることについても歓迎。しかし、今日の農民は農政に対しても非常な不信を持っております。だから、そのこ

とはありがたいが、一体何をやつたら借金が残らないよう農業が振興して所得が増大をするか、金を貸すのなら、何を指導してくれるか、何をやつたらもうかるか、引き合う農業はできるか、そのことを聞いてほしい。私にではなしに私はまだ一年生ですから、責任ある農林大臣に聞いてほしい。しかし、今日六ヘクタール以上を持つておる農家というのは非常に微々たるものであります。こうすることにならなければ農業だけで食つ

やつたら農業は非常に発展をし、農家所得はふえます。過去はもうすでにいろいろと実績が出ておるか、聞きたい。

○櫻内國務大臣 農業経営は、これは文字どおりの經營でございまして、經營者の創意くふうといふものは相当大きな影響があることは当然であると思ひます。

そこで、いまお尋ねでございますが、一体何をやればいいかということを、この日本全国の非常に気象条件も違うあるいは立地条件も違うところに、ずばりと言ふと自体はなかなかむずかしいということは、野坂委員もお認めいただけると思うのであります。したがつて、これは地域ごとに作目の複合等によるさまざまな經營形態が行なわれるということは、これは申し上げても御了解のできるところだと思うのであります。

現在、農林省としては、この問い合わせによると、それは大体五十二年ごろにはこの程度にしたいといふことで作業をし、つくつたわけでございます。先生おっしゃるとおり、現実にはなかなか水田にしていくのか、どうしたらいいのか、それも聞きました。

○三善政府委員 ただいま大臣からお話をありましたように、農林省で自立經營の標準的指標、これは大体五十二年ごろにはこの程度にしたいといふことで作業をし、つくつたわけでございます。

先生おっしゃるとおり、現実にはなかなか水田にしてでも經營規模の拡大といふのはできない。たとえて申しますと、二ヘクタール以上といふことは、三十五年以降ずっと伸びてはきております。特に三ヘクタール以上の規模は伸びてはきておりますが、全体のウエートは非常に少ないといふのが現実でございます。しかもこの經營規模を拡大するといいます場合に、たとえば水田の場合、農地の保有の問題は、なかなか所有権の移転によります。特に三ヘクタール以上の規模は伸びてはきておりますが、全体のウエートは非常に少ないといふのが現実でございます。

しかもこの經營規模を拡大するといいます場合は、三十五年以降ずっと伸びてはきておりません。たとえば水田の場合、農地の保有の問題は、なかなか所有権の移転による經營規模の拡大といふのは、コンスタントに一応標準的指標といふものはつづつておりますけれども、それも非常に微々たるもので、全体として所有権の移転による規模拡大といふのはなかなか進まない。そうなると、やはり賃貸借権で規模拡大をするとか、あるいは作業委託をして、作業形態と經營規模を組み合わせたような形で実質的な規模拡大をやっていく。そういうことを今後やっていく必要があろうと思つておるわけでござ

たところで御理解をいただきたいと思います。

○野坂委員 地域ごとに經營形態を考えて經營させることであります。一つの標準指標として、水田六ヘクタールあるいは乳牛の場合は四十頭ないし三十頭、こういうお話をいただきました。しかし、今日六ヘクタール以上を持つておる農家というのは非常に微々たるものであります。こうすることにならなければ農業だけで食つていけない。だから第二種兼業農家といふものが前に出て、第二種兼業農家のほうが二ヘクタールを持っておる人たちよりも所得が大きい、こういう現状であります。大臣がお話しになりました六ヘクタールにしなければ農業だけで食えない。こういうことです。そういうことになれば、今日の日本の他の農業といふのはどのような施策をとつていいのか、どうしたらいいのか、それも聞きました。

○三善政府委員 ただいま大臣からお話をありましたように、農林省で自立經營の標準的指標、これは大体五十二年ごろにはこの程度にしたいといふことで作業をし、つくつたわけでございます。

先生おっしゃるとおり、現実にはなかなか水田にしていくのか、どうしたらいいのか、それも聞きました。

○三善政府委員 ただいま大臣からお話をありましたように、農林省で自立經營の標準的指標、これは大体五十二年ごろにはこの程度にしたいといふことで作業をし、つくつたわけでございます。

先生おっしゃるとおり、現実にはなかなか水田にしてでも經營規模の拡大といふのはできない。たとえて申しますと、二ヘクタール以上といふことは、三十五年以降ずっと伸びてはきております。特に三ヘクタール以上の規模は伸びてはきておりますが、全体のウエートは非常に少ないといふのが現実でございます。しかもこの經營規模を拡大するといいます場合は、たとえば水田の場合、農地の保有の問題は、なかなか所有権の移転によります。特に三ヘクタール以上の規模は伸びてはきておりますが、全体のウエートは非常に少ないといふのが現実でございます。

しかもこの經營規模を拡大するといいます場合は、三十五年以降ずっと伸びてはきておりません。たとえば水田の場合、農地の保有の問題は、なかなか所有権の移転による經營規模の拡大といふのは、コンスタントに一応標準的指標といふものはつづつおりますけれども、それも非常に微々たるもので、全体として所有権の移転による規模拡大といふのはなかなか進まない。そうなると、やはり賃貸借権で規模拡大をするとか、あるいは作業委託をして、作業形態と經營規模を組み合わせたような形で実質的な規模拡大をやっていく。そういうことを今後やっていく必要があろうと思つておるわけでござ

います。

で、御承知のように、農林省でつくりました生産目標、十年後の五十七年の農業はどうなつていいであろうかということを一度考えました。それによりますと、やはり就業人口は減っていく。そういう中で農業経営というのを、特に土地に経営の基礎を置いていくようなそういう農業経営といふものの規模拡大をはかるためにどうしたらいかと、私は地域を歩いてみて判断をするのです。かということをこの中でも一生懸命考へておるわけですが、やはり今後の方向としては、集団的生産組織と申しますか、私どもそういうことばで申しておりますが、そういう専業農家の方を中心にして、ほかの兼業農家の方が土地を貸すとかあるいは作業を委託するとか、そういうかっこうで、大型機械等を入れて一つの集団的な経営規模、実質的な経営規模の拡大をはかつて生産性を上げていく、そういう方向で今後指導してまいりたいというふうに考えております。

先生おっしゃるよう、現実には多少は前進しておりますけれども、前進のしかたが、規模拡大といつてもなかなかむずかしいというのが全く現状でございます。それを今後どういうふうにやっていくか、ということが今後の施策の一つの重点であろうかと思つております。

○野坂委員 そういふときにこそ金融面が役立つてくると思うのですが、その前に、いまお話をあつたのですが、今日、自立經營といいますか、たとえば、あがれた耕種農業六ヘクタール、そういうことは、土地の流動性の推移から見て、今日の土地の値段、こうしたことから見て、そのような所有権移転はほとんどむずかしい、こういうことはいま明確にされたところであります。できない。したがつて、集団的な農業、専業農家を核にして、いわゆる兼業農家を二十人、三十人という一四十八年度予算にあります、そういう高能率で推進をしていくといふようなお話をあつたのですが、この専業農家と兼業農家の皆さん是一体とのよな姿で貸借契約を結び、小作料その他を支払うように指導しておるのですか。その専業農家が

立ち行っていく、また兼業農家が納得する、そういうことは金を出せば、予算をつければそれでいいというようなことにはならぬような状況ではない

いかと、私は地域を歩いてみて判断をするのです。か、どのように指導されるか、具体的に数字をあげて御説明をいただきたい。

○小沼政府委員 集団的な生産組織によりまして高能率農業の展開をはかるうといふ線が出されておりまます。從来も生産法人等によりましてそういう形態を進めてきているわけでございますが、農地のサードから申しますと、農地の所有権の移転は、これは個別のものございますけれども、大きく規模拡大にという点ではまだなかなか進まないというものは御指摘のとおりでございます。そこで、賃貸借はどうかという点については、一

つは農地法上の問題があるわけでございます。集団的に土地を利用するため、兼業農家が土地を専業農家のほうに貸してやるという線がございますが、これについては、現在そのための特別な措置といふものはございませんで、現在たとえば集団的な土地利用のための賃貸借といふことに付いては制度として検討をしているという段階でございます。

もう一つの行き方としましては、経済的にパックアップするといいますか、誘導するといふ意味で、御承知の農地の保有合理化法人といふものをほぼ各県に、いわゆる農地公社でございますが、そういうものを設立いたしまして、そこが兼業農家その他の持つております土地を購入したりあるのは借り入れたりいたしまして、それを専業農家なり農業をほんとうにやろうという農家の規模拡大に役立たせるために売つたりあるいは貸し付けをする、そういう事業を現在進めているわけでございまして、いま申しました二つの線が今後農地政策でも重要な仕事にならうかといふふうに考えておるわけでございます。

○野坂委員 一つは公社、公團による耕種農業、もう一つは賃貸借による専業農家中心の団地方

ならば、専業農家を中心にして兼業農家も含めて基準反別以上になるように指導し、また共同化あ

るいはまた皆さんにおっしゃっている協業化、こないうことを進めると同時に、その基準に到達すれば奨励金なりあるいは補助金なりそういう姿を出して、きわめて誘導的にそのように進めるお考えがあるかどうか、伺いたい。

○機内國務大臣 農業経営が御指摘のようなふうに発展していった場合に、これはもうその場合は相当な収入もあげるような実態になっていく、これは当然考えられますね。ですから、そこへさら

に、そこまでいったからこなうびに奨励金を出そなう、これは考えなくてもいいのではないか、こういうふうにいまの御質問に応じて私は感じた次第でございます。

○野坂委員 ちょっと質問のしかたが悪かったと思うのですが、私が言つておりますのは、なかなか六ヘクタールなり七ヘクタール、十ヘクタールということになります。それは所有権といふ問題と、昔のこといろいろ考えて、貸しておけばどうなるかといふような、そういう考え方方が底流として流れております。だからなかなか一つの基準反別指標とされておる六ヘクタールなり七ヘクタールなりといふことにはなりにくい、といふのが現況でありますから、あなた方が指標として標準値を示されてその方向に誘導するとなれば、何かの対策を立てなければ、そのような方向には断じてならない。いまなつておるから、六ヘクタールならそれでいいというのじなしに、これからそのような方向で進めるとおっしゃるならば、そのような協業化、共同化をするといふならば、何らかの施策を個人個人にあるいは全体に立てなければ、そのような方向というのは出てこない。これは自明の理です。それについてのあなたの考え方を聞いておるわけです。

○小沼政府委員 御承知のとおり、生産組織を中心いたしまして現在とられております施策の中で一つの大柱な柱がござります。それは、御承知のとりますが、農業団地育成対策ということで、

高能率の生産団地を育成していく。あるいは流通も含めまして広域の営農団地を形成していくといふような事業をやつております。また、関連する

農業団地の農業基盤の整備というのことをやつて、育つための条件の整備について現在施策をやつしているわけでございまして、作目ごとに、かなり各局にまたがつておりますけれども、稻作の団地あるいは養豚の団地、ミカンの団地といろいろございます。

そういう団地の場合、実は先ほど申しましたこの補足になりますけれども、全く農地制度上の所有権なり賃借権を完全に動かさない段階で、動かす以前の段階で共同してやるという場合もございます。これは作業に参加する、あるいは作業を委託するというふうな形で兼業農家と専業農家が結ぶ場合、これが実はかなり多いだろうと思うのでござりますけれども、中には所有権まで移して、あるいは賃借権を設定してという場合もございまが、どちらかといいますと、それ以前の段階で話合いをして、作業の請負等をやるという形がかなり多いよう見受けられます。

いすれにしましても、そういうことで土地をまとめて使うということで規模拡大の農業を実現していくことが生産組織の眼目でございまが、今後もそういう線で、一個別個別では六ヘクタールとかなかなか十分いかない面がござりますので、そういう点はいま申しましたようなやり方で進めていくことにつきまして、団地育成を政策として打ち出して推進してまいっている次第でございます。

○野坂委員 引き続いて条件の整備なり高能率の基盤整備事業について質問をしたいのですが、畜産局長が二時半ごろにどうしても出なければならない、こういふお話をございましたので、若干そちらのほうに転移をいたしましたので、若干そちらのほうに転移をいたしましたので、御了承いただきたいたいと思うのです。

いまお話をありましたように、農林大臣は大



もう一つは、農林漁業金融公庫という政府資金は、確かに安く農民は借りることができます。しかし、今日の生産性というのは、製造業と比べて農業の場合はわずかに三〇%あります。そういうことにならざりますと、それを政策的に進めのには、圃場整備は四五対県、地元二七・五ずつといふことでは、負担があまりにも大きいではなかろうかと私は思います。島根県にお帰りになつた農林大臣は、素朴にそのような農民の声をお聞きになつておると忠うのです。基盤整備は、国土という面、あるいは都市と農村という現状から、農村なり農業というものがいかに空氣の問題なり水の問題なりに貢献をしておるかという点についても十分おわかりだと思ひますが、そういう点からして、生きるための農業、そのための基盤整備、そして意欲を減退させないでさらに伸ばしていくための方策としては、基盤整備事業に対する補助金というものは、もつと本気で大幅に引き上げていかなければならぬと私は思います。第二次構造改善事業に入つたわけですが、そういうことも踏まえて、たとえば農免道路、この程度のことまでしていかなければ、私はほんとうの意味の農政の転換なり基盤整備事業あるいは農業の所得をふやすということは困難になるではなかろうかと思いますが、その辺の御見解を大臣にお尋ねしたい。

種類によつて違いますが、本来、御承知のとおり、その受益がその個人にあるいは団体に帰属するということでありますれば、受益者が当然負担する部分があるわけでございまして、その面ではやはり全額国、あるいは補助率をほとんど全部国が持つといふわけにはまらないかと思いますがしかし、できるだけそういう高率の補助を適用していくという努力は今後も続けなければならないといふふうに考えておりまして、それとうらはになります補助残の融資という面でも、今回もふうをいたしておりますし、もう一つは、採択基準におきまして、若干の事業につきましては採択の基準を引き下げるというような運用をはかりたいということでおきまして、御指摘の点につきましては、今後もいろいろとくふうをこらすべき点があろうかと思ひます。

○ 横内国務大臣　ただいま具体的な数字の面から構造改善局長よりお答えをさせたわけでございますが、この新しい土地改良長期計画、これはこの四十八年度からお願いをするということで、御指摘のとおり、総額十三兆円、前期五年五兆二千億円とお示し申し上げておるわけでございます。でありますから、いまいろいろな情勢というものを推測されてのこの数字が変わるものではないかと、いうような御指摘でございましたが、本年度から新計画のこととございまして、私はこの計画が大きく変わる要素が現在あるかといえば、それはない。まあ、長い将来にわたってのいろいろ予想を立てた場合にどうかということになつてしまつりますと、私の立場では、いま現にこの新土地改良十年計画をお願いしておる、こういう段階でございまして、いろいろと予想をしてのお答えを申し上げるということは軽率に失するかと思うのでございます。

それから、この補助率関係のお話については、ただいま局長からお答えを申し上げたとおりに、ただ国庫補助だけでその補助事業のやりっぱなしということではないのでございまして、その他の融資などについても勘案しながらいくことでございます。

います。これが非常に農業の実態とそぐわない、こういうような場合には、これは検討の要があろうかと存じますが、何ぶんにもただ一つの補助事業ということではなく、各般の事業をやっておるのでござりますから、その辺を勘案して、私どもとしては御意見も参考にしてまいりたいと思います。

○野坂委員 ただ、私が基盤整備事業の土地改良なり構造改善の問題に触れましたのは、あなたがどうかと存じますが、何ぶんにもただ一つの補助事業ということではなく、各般の事業をやっておるのでござりますから、その辺を勘案して、私どもとしては御意見も参考にしてまいりたいと思いま

ければ補正をされます。金が中心になつて面積を減小させるのか。こういうことはここ二、三年、特にことしなんかはすぐ実績があらわれてくることなんですね。だから、それによつて農民の負担が十円万であるというふうに宣伝されておつても、現実に二十五万円にも十アール当たりなつてくるということになれば、これはたいへんなんですね。だから、そういう面についても補助率の引き上げということを配慮しなければならないことでござりますし、もう一つは、その面積が中心なんか金が中心なのかということで非常に問題になつてくる。予算だから金が中心だとおっしゃいますけれども、基盤整備事業を進めていかなければならぬという、そういう大義名分からして農林大臣がどのように配慮するかということにならうかと思うのです。どうです。

○櫻内国務大臣 基盤整備事業に對して大幅な助成をすべし、こういう御意見は私は諸施策を勘案しながら検討申し上げたいということをお答えしております。

それから、この経済事情のいろいろの変化に伴つて現にお示ししておる土地改良長期計画がどうなるかということにつきましては、これは二月十六日に閣議了解を得ておりますが、その場合に、この計画の実施にあたつては今後の農業事情、經濟事情、財政事情等を勘案しつつ彈力的な推進をはかるものとするということに閣議の了解をも得ておる次第でございまして、この計画を立てましたときの実態というものが、やはりこれが一番を中心である。したがつて、諸事情が変わってきますならば、その計画の実態にそこのないようになりますようつとめるのが私どもの立場ではないか、こう思ひます。

○野坂委員 諸施策をいろいろ勘案をしてといふことでございますが、そういう基盤整備事業は表看板のようにどの項にも出ておりますね、生産性向上、高能率ということが。そういう点ではこれから前向きに御検討をいただいて善処していただきなければならぬ、このように思うわけでござい

帶は基盤整備事業をやります、それは農協なり町なりが非常に積極的に推進をしてくる。しかし、県等はそれに対する補助金、というものをできるだけ引き上げなければならぬ、そのことが重点だ。こういう関係で地方自治体はそれに向かって努力をしておるわけでありますから、農林大臣としても国の政策として、農業政策の振興のために、それらについての御配慮をしていただきたいと思うのですが、重ねてお願ひをしたいと思います。

○ 懲内國務大臣 地方自治体にできるだけ負担がかからずに事業遂行のできるように、そういう配慮が必要かと存じますが、先ほど閣議了解の事項を申し上げたとおりに、諸事情勘案の上、事業遂行に支障のないようにつとめたいと思ひます。

○ 野坂委員 これについてはさらにまた議論をしたいと思っておりますが、先ほども冒頭に申し上げましたように、今日非常にインフレの時期に入つて、農業が異常に苦しいというのが実態でありますし、農業の生産資材が最近非常に急騰いたしております。たとえば一昨昨日でありますか、新聞を見ますと、肥料は一〇%、あるいは農薬も二〇%程度上がるんじゃないかな。そして燃料も、変動相場制とはいいながら、一〇%程度上がるといふような新聞情報であります。農機具、段ボールに至るまでメジロ押しに農業の資材は上がつておる。しかも乳価というようなものを考えてみましても、子供でもほしくない三円三銭、しかも乳業資本は八円程度も国が金を出す。こういう一連の姿でありますから、農民は農業に対する魅力といふものをおろいろ考えておるだろうと思うのです。しかし、やめられないわけですから、進めていかなければならぬ。

そのためあなたは今度近代化資金のワクの拡大をやられた。二百万が一千万、法人は一千万が五千万、こうしたことになつておるわけであります。が、この中で一号から八号ですか、この資金を見てみますと、それぞれ五分から七分、そういうふうになつておりますが、建物にいたしましても

償還期限が十二年あるいは据え置き三年、農機具はまた少なくなる。こういういろいろな動きがあります。それは農家の生産資材そのものを見てお考えになった数字だと思いますが、すべて農業の一貫経営、総合経営の場合は相関関係を持つと私は思うのです。だから、非常に借りにくくし、こちらの近代化資金はこういうふうに、農協のはうはこういうふうにというふうに、いろいろなかつこうでやられる場合に、農民の皆さんのが迷つてどのようにしたらいいかというようなことにならうと思うのですが、一応いまお話があつたように、なぜ四割しか農民に還流をしないのか、農民の金がなぜ農民に返つてこないのか。それはコストが高いんだ、こう農林大臣は指摘されました。コストが高い、もとと低利率でやらなければ借りなんだ、こういつて勢頭私にお答えになつております。これは法律の第二条の三項ですか、これには七分五厘以内というふうに書いてありますけれども、以内なんですから、できるだけ少なく、またできるだけ統一をして——それぞれ種類によつて違うといいますけれども、全般の農業経営、農家経営ということから考えて、〇・五%ではなしにもっと低利率、あなたからいえば大胆に大幅に下げたとおっしゃるかもしれないけれども、私たちはずだこの程度ではなくか還流が困難になるんじゃないかなと思う。限度額は上がつたけれども、たとえば年四分でも二十年ということになれば、ちょうど倍返さなければなりませんね。一千万借りるとすれば二千万になつてくるわけです。そういうことから考えてまいりますと、この利息といふものはもとと下げていく。また今までの農林水産委員会の過去五回の審議の中でそのことはでありますだけ下げる、こういう希望もあつたわけであります、これがついて〇・五下げられました根拠、それを伺いたい、こう思います。

例をあげますと、償還期限はやはりそのものの耐用年数のうちということになるわけでございます。というのは金融上の制限があつて、ものによって償還期限が違う、こうしたことになつております。

それから次に、今般金利を〇・五%下げたわけですが、その下げた根拠いかんという御質問でございます。これは從来は基準金利が九分九厘で、三分利子補給、県と国と半分ずつといふことで、六分という金利にしていたわけでございますが、基準金利が八分五厘に下がりましたので、五分五厘に下げた、こういうことでございます。

○野坂委員 基準金利が下がったのちよつと下がつたんだ、こういうことでありましたが、これをもつと下げるとはできないのか。もつと下げる必要があるのではないか。

それから、償還期限は二十年以内、こういうふうにうたつてありますから、限度額一ぱい現行法規でできる限りの努力という意味で、これは政令で定めて、こういうふうになつておるわけですが、限度一ぱい引き上げて、たとえば耐用年数その他もそれはあるといたしましても、全体の農家経営という実態から見て、一つの方向に利息、金利というものも合わせていけば、農家も皆さんも非常にわかりにくくし、めんどくさい、というとまことに失礼でありますから、そういう方向で努力をしたほうがむしろ農民のためになるのではなかろうか、こういうふうに素朴に考えるわけであります、が、償還期限の延長は今は手つかずである、こういふことについてどうでしよう。

きめておるということになつております。

〔委員長退席、藤本委員長代理着席〕

それから、いろいろな資金がいっぱいあつてどうもわかりにくいということは、先生御指摘のとおりでございます。こういった面につきましては、将来の問題としていろいろ整理をしていかなければならぬというふうに私ども考えておりますけれども、自立經營の人がはんとうに自立經營をやりたいという場合には、こういうふうなばらばらでは困るというような要望もございましたので、先生御承知のとおり、昭和四十三年度から公庫資金の中に総合資金というものをつくっておりまして、これは御承知のとおり、融資対象となる事業施設等、かなり農家の選択においてやらせるということを考えて、今後自立經營の育成といったようなことを考えた場合には、この総合資金制度が活用されるのではないかというふうに考えておるわけでござります。

○野坂委員 これは農民の皆さんとも話し合つてこの償還期限というものはきめた、こういうふうにお話しになつたのですね。そうですか。

○内村(良)政府委員 債還期限は、先生御承知のとおり、個別に各施設によつていろいろ違つているわけでござります。そこで、実際に貸し付けをいたします場合に、農家の人と一体どれくらいで返すかねというような話になりまして、限度は、たとえば建物の場合十二年だけれども、自分は十年で返したいというような場合には十年ということで、現在きまつております償還期限はまさにその限度でございまして、その範囲内で実情に合せていろいろ運用が行なわれているのが現状でございます。

○野坂委員 お話をありましたように、たとえば一号資金の場合には、個人が十二年で据え置きが三年、こういうことになつてくるわけですね。二年を自分は十年で返すという場合は、それで私けつこうだと思うのです。ただ、建物の償還の場合、農協は十五年というのは規模が違う、こう

いうことだらうと思うのですが、できるだけ償還期限というものは長くしてやる。

農業といふものは非常に生産性が低いのです。今日、歩いてみまして、製造業と農業の比較生産性をやつた場合にはわずかに三〇%ですね。どのようないくつか計算になるかわかりませんが、単純な頭で理解して三〇%の生産性しかないのでから、利息といふものについても、さらに三分の一といふことにならないにしても、検討しなければ、ほかと合わないじゃないか。また、相当生産性がないと利益基元が出てこない。非常に長い期間やはりかかるてくる。そういう意味で、償還といふものは異常なほど長くしなければならぬのじやなかろうか。今日、日本のそういう償還期限と諸外国と比べてみて、農業のあり方等から考えてみた場合に、日本の場合は非常に早い、こう思うのですね。少ない、短い、こう思います。そういう点で、諸外国と比べてどのようにお考えなのか。そして、現行法規一ぱいでやるということであればできるだけその方向で努力すべきではなかろうか、こういうふうに思うのですが、どうでしよう。

○内村(良)政府委員 まず最初の御質問の外国との比較でござりますが、私、外国の金融制度について必ずしも完全なる知識を持つておるものではございません。しかしながら、いろいろ金融を担当している関係上、諸外国の制度等も調査の出版物等を読んでおりますけれども、どうもこの金融問題で外国との比較をする場合に問題なのは、午前中も申し上げましたけれども、日本農業と外国農業との置かれている状況あるいは経営規模その他が根本的に違うわけでございます。そういうものを考えますと、これはやや私の主観になる面もござりますけれども、いまの日本の農業金融制度というものはやはり日本の農業の場合には非常に合っているんじやないか。たとえば外国の場合には、農業ごとの売り渡しといふものがどんどん行なわれているわけでございます。したがいまして、金利の安い、償還期間の長い金融というのは、農

場を一括して売買するというような場合に、ドイツ、フランス等で、特にドイツ等では若干これは期限というものは長くしてやる。

農業といふものは非常に生産性が低いのです。今日、歩いてみまして、製造業と農業の比較生産性をやつた場合にはわずかに三〇%ですね。どのようないくつか計算になるかわかりませんが、単純な頭で理解して三〇%の生産性しかないのでから、利息といふものについても、さらに三分の一といふことにならないにしても、検討しなければ、ほかと合わないじゃないか。また、相当生産性がないと利益基元が出てこない。非常に長い期間やはりかかるてくる。そういう意味で、償還といふものは異常なほど長くしなければならぬのじやなかろうか。今日、日本のそういう償還期限と諸外国と比べてみて、農業のあり方等から考えてみた場合に、日本の場合は非常に早い、こう思うのですね。少ない、短い、こう思います。そういう点で、諸外国と比べてどのようにお考えなのか。そして、現行法規一ぱいでやるということであればできるだけその方向で努力すべきではなかろうか、こういうふうに思うのですが、どうでしよう。

○内村(良)政府委員 まず最初の御質問の外国との比較でござりますが、私、外国の金融制度について必ずしも完全なる知識を持つておるものではございません。しかしながら、いろいろ金融を担

当している関係上、諸外国の制度等も調査の出版

物等を読んでおりますけれども、どうもこの金融問題で外国との比較をする場合に問題なのは、午前中も申し上げましたけれども、日本農業と外国農業との置かれている状況あるいは経営規模その他が根本的に違うわけでございます。そういうものを考えますと、これはやや私の主観になる面もござりますけれども、いまの日本の農業金融制度

といふものはやはり日本の農業の場合には非常に合っているんじやないか。たとえば外国の場合には、農業ごとの売り渡しといふものがどんどん行なわれているわけでございます。したがいまして、金利の安い、償還期間の長い金融というのは、農

場を一括して売買するというような場合に、ドイツ

、フランス等で、特にドイツ等では若干これは

期限といふものは長くしてやる。

○内村(良)政府委員 農林中金は、御承知のとおり、本年十月三十日にその存立期限が満了するこ

とに至っているわけでございまして、その後の農

林中金のあり方を含め、農協系統金融機関の今後

のあり方について、昭和四十六年の三月以来農政

審議会において審議が行なわれたわけでございま

す。これはもちろん中金だけではございません。

その結果、四十七年の一月に農林大臣に報告がな

ります。その中では中金問題につきま

しては特に具体的にあまり触れておりません。そ

れから一方、農業の系統団体におきまして、四

十四年の十月に系統全体で構成される金庫法研

究会を設けまして、さらに四十六年には農林漁協各

系統において全国農協中央会総合審議会、森林組

合による中金法検討特別委員会及び漁協系統近代

化対策研究会を設けて、関係団体においてもいろ

いろ検討を重ねたわけでござります。その結果、

昨年の二月には農林漁業の協同組合の全国連合会

等によって構成されます農林中央金庫法改正推進

協議会が結成されまして、同協議会が昨年の八月、

系統団体の意見の集約として農林中金法の改正に

つづいて審議を行なわれたわけでござります。

その後、政府はこういった要請を検討し、さら

に四十八年一月には金融制度調査会の改正の考

え方にについても報告を行ないまして、系統機関の意

見を十分調和しながら今般の中金法の改正案を提

出しました次第でござります。

○野坂委員 次に、農林中金の点についてお尋ね

をしたいのですが、それは大正十二年ですか、産

業組合中央金庫というかつこうで発足をしていま

す。五十年の期限が参りましたので、そのことが

一番中心でございますが、今度の法律改正として

出でてきている、こう見ております。この法律改正

に従って出てまいりまし農林中金法の改正法を提

出しました次第でござります。

○野坂委員 四十六年の十月の二十七日に農政審

議会の小委員会で、先ほど済議員からお話をあつ

た生協の問題についても議論されたと思うのです

が、今日、農林大臣が農政を推進する上で生産者

の立場、それとも一つは物価について非常に關

心をお持ちです。できるだけ物価も抑えていかな

ければならぬし、生産者の所得もふやしていく

ければならぬ、こういうお立場をおとりのよう

ですが、御案内のように、生協というのほんんど

大半農産物を販賣し、販売をしております。約六

割強だと思いますが、そういう品目でありますか

お尋ねしたい。

○内村(良)政府委員 農協が農産物の流通の合理

化、合理化に大きな役割りを果たすであらうとい

うことは、先生の御指摘のとおりだと思います。

われわれといつしましても、農産物の流通の合理

化といふものは、農家所得の増加をはかり、消費

者価格の安定という意味からも必要だと思いま

す。ただ、その問題と、生協が農林中金の会員に

なれるかという問題とイコールとして考える必要

があるかどうかということでござりますが、先生

も御指摘のとおり、生協は、戦前は産業組合とし

て農林中金の出資格団体であったわけでござい

ます。ところが、消費生活協同組合法が昭和二十

三年にできまして、その後昭和二十八年には労働

金庫法ができて、生協の金融機関として労働金庫

といふものができておるわけでござります。そこ

費者に安く与える、そういう流通機構の面からも非常に重要な要素だと思います。

それについては、会員というのは生産者団体とになっているわけでございまして、その後の農業のあり方を含め、農協系統金融機関の今後のあり方について、昭和四十六年の三月以来農政審議会において審議が行なわれたわけでございま

す。これはもちろん中金だけではございません。その結果、四十七年の一月に農林大臣に報告がな

ります。その中では中金問題につきましては特に具体的にあまり触れておりません。それは特

に具体的にあまり触れておりません。それでございま

す。これはもちろん中金だけではございません。その結果、四十七年の一月に農林大臣に

で、中金はあくまで農林水産業関係の協同組合の中核の金融機関でございますから、法律上、やはり生活協同組合が入ってくるということになりますと、現在の中金の性格自体をより広いものにするということになる問題が出てくるわけでございます。そこで、今般の改正は、中金の性格を変えないという範囲の改正でございますので、そうしたこと前提にすると、やはり生協を農林中金の資格団体とすることにはかなり問題があるのではないか。

それから、準会員の点でございますけれども、先ほども湊先生の御質問にお答えいたしましたけれども、準会員あるいは準組合員というのは、世界の協同組合の法制にもないのが国独特の制度でございまして、農協と漁協にこれがございます。しかし、中金のような特殊法人の場合に、準会員といふものを設けるということになりますと、一体その準会員の権利、義務はどうするかというようないろいろな問題が出てまいりますので、やはり準会員制度をとるということは法律上も問題があるのではないか、それがひいては中金の性格論にも及んでくるのではないかということで、準会員として生協を取り入れるということも見送ったわけでございます。

しかしながら、実際面におきまして、生活協同組合は農産物の流通を扱っておりますから、農林中金も、従来関連産業融資として生協に融資をしております。一例をあげますと、札幌市の市民生協に対しまして、昨年の十二月でございますが、一億七千万円の融資をしております。その場合に金利が問題なわけでございます。融資をしてくれても金利が高いということでは意味がないじゃないかということになりますが、私どもいたしましては、生活協同組合につきましては、実際の融資の扱いの面ではなるべく会員に準じて扱うようにということを中金に申しておりますので、生協と中金の関係というのは、法律論として考えますと、ただいま申し上げましたような問題もございまして、現実問題としては関連産業融資として

やつていけばいいのではないかというふうに考えておるわけでございます。

○野坂委員 関連産業で、第二項ですか、そういうところの施策があるわけでありますから、日本の場合に、準会員として農協に積極的に協力をさせ、こういうことが考えられると思うのですが、準会員というのは性格が非常に変わってくる、いわゆる生産組織でなければならぬというようなことが非常に法律的にじやまをするわけですか。

ですか。

○内村(良)政府委員 農協の場合に準組合員制度がございますのは、やはり農協はいろいろな購買、販売の施設をつくります、その場合に、その地域に住んでおる人たちが、特に購買面等につきましてはいろいろ利用することができますけれども、地域の人たちの便宜を考えれば、やはり員外利用とは別に員内のワク内でこれを使用させたらどうかというような考え方もございまして、準組合員制度というものがつくられたわけでございます。ところが、中金の場合にはそういった地域住民の云々というような問題はございませんし、はたして準組合員制度というものが中金のような特殊法人の法制上なしむかというような問題がございまして、私どもいたしましては、これは法律上なかなかむずかしい、という立場から今回は見送ったわけでございます。

○野坂委員 農林省あるいは生協なり農林中金なりでもいろいろ議論されておると思いますが、定款的にはそういう点については問題はないと思いまが、農林省のほうで、気持ちわかるけれども、法制上問題がある、だから関連産業でいわゆる中身としてはそういうふうに取り扱つてもいいけれども、表面的にはむずかしい、こういう意味ですか。

○内村(良)政府委員 中金が定款を変更して準会員制度を設けるという定款変更の認可申請が出てまいりました場合に、私どもいたしまして、株はほとんどございませんけれども、そういうものでございます。

特殊法人としての中金の性格上それはちょっと贅成できないという立場をとることになると思いま

す。

○野坂委員 これは先ほどお話をありましたように、生産者の組合のまあ系統の関係であります。確かに貸し付け範囲の拡大なりそういうふうな姿というのが非常に出てまいっておりますから、そういうことから考えてみると、これは大蔵省と農林省との共管なんですが、やはり大蔵省もそういう見解であることは間違いないですか。

ですか。

○内村(良)政府委員 この点につきましては、大蔵省ともいろいろ議論をいたしましたけれども、大体同じような考え方でござります。

○野坂委員 先ほどお話をございましたが、農林中金の余裕金といふものは相当になつてきましたが、事実であります。この中で貸し付け先の比率、それをお話しをいただきたい、こう思います。

○内村(良)政府委員 余裕金運用の比率でございますが、全体で見ますと、所属団体貸し出しが四十七年九月末で一三%でございます。余裕金が八〇・八%、関連産業貸し付けが二八・五%、それからコールを含む金融機関貸し付けが一四・二%、預け金が一一・一%、有価証券が二三・七%、現金が二・三%、それから農林公庫受託貸し付けが三・四%、その他、これは難勘定、食糧代金その他でございますが、二・八%、こういうことになつております。

〔藤本委員長代理退席、委員長着席〕  
○野坂委員 いまの余裕金が八〇・八%ですね。これはコールに回しておるわけですか。

これはコールに回しておるわけですか。これは、どうしてもいろいろ議論されておると思いますが、定款的にはそういう点については問題はないと思いまが、農林省のほうで、気持ちわかるけれども、法制上問題がある、だから関連産業でいわゆる中身としてはそういうふうに取り扱つてもいいけれども、表面的にはむずかしい、こういう意味ですか。

○野坂委員 お話をございましたように、確かにこれからは、金融がだぶついておりますから、どこもが出すというか、こうでコールといふのは少なくなつてくると思いますが、さらに経済情勢の変化によって限度額、これは一般的ですが、近代化資金等の限度額、こういうものが非常にワクが拡大をされて農家の皆さんが出でてくる。いわゆる借り入れに動き始めるように指導する。こういうことをしたが、それに従って農林中金も近代化資金も含めて貸し出し先を県なり公社、そういうものには金を貸せる、こうしたことになつておりますね。それが今日では農業者があまり借りないからそういう方向をとってきたのか。そうではなくしに、

いわゆる土地改良等の法人組織ができる具体的に農業振興のためにやり出したからといういろいろな意味があろうと思いますが、どっちを考えておられるのか、伺つておきたいと思います。

○内村(農)政府委員 農林中金がただいままで余裕金の運用としてやっておりましたいろいろな貸し付けといふものを今度新しく法律上認めると同時に、さらに地域開発あるいは社会経済発展のために必要な資金等を貸し出せるようにしたわけでございます。

これの原因は何かということをございますが、御承知のとおり、産業組合中央金庫が大正十二年にできましたときには、今日の姿はだれも考えていかなかつたと思うのでござりますけれども、その後、戦後ずっと中金の資金が関連産業貸し付けをやつてきたということで、もう関連産業貸し付けというのは一つの根をおろした貸し付けになつております。そういうものをこの際はつきり法律上裏づけをしていくということと、それから最近のいろいろな地域社会の動向の結果、やはり系統の金融ももう少し地域開発なり環境整備に広げていべきじゃないかという社会的な要請がございました。そういう要請も踏んまえて今般の改正案をつくるおるわけござしまして、融資先がないからということでそういうところに広げるという立場ではございません。

それから、今後の農業金融の融資がどうなつていいかということをございますが、先ほど先生から御指摘がございましたけれども、固定資本に対する投資力が非常に減退しているということが農業白書等でもはつきり指摘されております。この点につきましては、今後の農業生産の動向と非常に関係があるわけでございますが、いざれにいたしましても、そういった面の金融がとまるということであつて、その上にそういうことをやるのは非常におかしいということをございますので、私どもいたしましては、そういう関連産業その他貸し付けにつきましては、あくまで農業に対する本来貸し付け、会員貸し付けの業務を妨げな

いようにやらなければならない。これが法律にもはつきり書いてござりますし、あくまで本来業務付けといふものを今まで新しく法律上認めると同時に、さらに地域開発あるいは社会経済発展のために必要な資金等を貸し出せるようにしたわけでございます。

○野坂委員 考えています。

いようのようにやらなければならない。これが法律にもはつきり書いてござりますし、あくまで本来業務を行つて安易に借りやすいわけですね。農業者の場合はむしろ非常にきびしい状況にある。こういう状況でありますから、担保力なり信用力等を比べた場合に、やはり一般の市中銀行等はそちらのほうに流れる可能性が強いわけですが、これはそういう系統ですから、そういう点については十分に、できる限り懇切丁寧に貸せる、こういうことになつてくる。そういう圧力というものは全然ない、こういうふうに考えていいかどうか。

○内村(農)政府委員 農業者が融資を受けようと申しますけれども、まず第一に、近代化資金

と申しますても、公庫資金と申しましても、これはやはり金融なわけでござります。そこで、償還能力その他が問題になつて、その点から非常に無理な融資の申し込みであるという場合には、農業資金は困らないような手当では絶対していかなければならぬ、こういうふうに考えておりません。農業者の場合であつても断わられることはあります。

そこで、私どもいたしましては、なるべく農

家の方々が必要な融資は必要なだけ受けられるようになりますために、今般、県の基金協会がいろいろ保証しております。ところで、その保証があるために非常に借りやすいということになつているわけですが、現実には午前中も申し上げましたように、まだ保証人をだいぶついているようないふなところがござります。そこで、そういうふうな保証制度、さらにその保証の危険負担が中央の基金協会なんですが、この基金協会はそれなりに、圧力がかかるないようにそういう措置をするといふことがあります。

○野坂委員 極端な例をあげて御説明をいたしましたが、農業者として非常識なことはしない、しかし、その範囲ではじまにならないように、圧力がかかるないようにそういう措置をするといふことがあります。

いまお話をありましたように、各県にあります基金協会なんですが、この基金協会はそれなりに、圧力がかかるないようにそういう措置をするといふことがあります。

県の農林部長なりそういう方が専務なり会長なりになって業務を進められておると思いますが、こここのほうの担保はむしろきびしいといふようなことがあります。こういうふうに思われる点が多々あると思います。これは最悪の場合は代位弁済というようなことがあります。今度は保険になつてきたわけありますから、今日、各基金協会の中で、返済が困難であつて代位弁済をしたというのは大体どういう動きになつておるか、お尋ねをしたいと思います。

○内村(農)政府委員 代位弁済の状況でございま

いようになります。代位弁済をした場合でございまして、その金額は四億八百万円、これが近代化資金が保険にかかつておるわけですが、今度は一般貸し付けの農業生産にかかわり合いのあるようなものはまた保険に付するということで、基金協会の保証能力が拡充されるわけでございます。そういうことで、極力農家が借りやすいような体制はいろいろと整備しているわけでございますが、どんな場合でも農家が申込れば貸すのかという話になりますと、そこには金融としての一定の限度があるわけでござります。たとえば極端な例として申しますと、農業は二反歩しかやつて比べた場合に、やはり一般の市中銀行等はそちらのほうに流れる可能性が強いわけですが、これはそういう系統ですから、そういう点については十分に、できる限り懇切丁寧に貸せる、こういうことになつてくる。そういう圧力というものは全然ない、こういうふうに考えていいかどうか。

○内村(農)政府委員 農業者が融資を受けようと申しますけれども、まず第一に、近代化資金と申しましても、公庫資金と申しましても、これはやはり金融なわけでござります。そこで、償還能力その他が問題になつて、その点から非常に無理な融資の申し込みであるという場合には、農業資金は困らないような手当では絶対していかなければならぬ、こういうふうに考えておりません。農業者の場合であつても断わられることはあります。

そこで、私どもいたしましては、なるべく農家の方々が必要な融資は必要なだけ受けられるようになりますために、今般、県の基金協会がいろいろ保証しております。ところで、その保証があるために非常に借りやすいということになつているわけですが、現実には午前中も申し上げましたように、まだ保証人をだいぶついているようないふなところがござります。そこで、そういうふうな保証制度、さらにその保証の危険負担が中央の基金協会の中で、返済が困難であつて代位弁済をしたというのは大体どういう動きになつておるか、お尋ねをしたいと思います。

○内村(農)政府委員 ○・二五%を加算することになるわけでござります。

○野坂委員 他の商工関係の保証協会等がやつておる場合は、保証した金利、保証料というものが借りる利息についてくる、上乗せするということになると、さらに負担がふえますために、その保証料というものをつけた場合は信用度が増したという意味で、貸し出し金利というものをそれだけ引いていく、こうしたことでないと、借り入れ人

については非常に迷惑だというので、そういう措置が各県等ではとられています。したがって、この場合も、基金協会にやつて保険料をつけた場合は、それだけ金利は下げるというふうな方向なり施策といふものはすべきではなかろうか、商工者の場合と同じように農業者の場合もそのような措置ができないのか、こういうことをお尋ねしておきます。

○内村(良)政府委員 農業信用保証保険に付する場合の保険料の扱いでございますけれども、私どものほういたしましては、現在のところ、むしろ保険料を下げるということを考えるべきではないかということで問題を考えております。

そこで、保険料でございますが、これも一般の保険事業と同様に収支相等の原則をずっときめてきたわけでございますけれども、とにかく発足いたしました場合には必ずしも十分な資料がなかつた、それから農業資金の貸し付け期間は長期であるということをございますので、そういった点を勘案して、制度ができてから約六年たっておりますから、この際いろいろ見直してみたいということで、現在保険料を下げるという方向で問題に対処したいということで検討しております。

○野坂委員 もちろん私も保険料を下げていただきたい。しかし、保険料がぎりぎりで運営をやつておるということになれば、貸し出しの状況、借り入れの状況、保証の状況等を見て、多ければそれだけの積み立て金ができるわけですから、〇・二五%から〇・一五、こういうふうなことが望ましいと思います。しかし、実質的には借り受け人の立場に立って考えてもらわなければならぬのじやなかろうか、こういうふうに思ふわけですか、その点が一つと、それから、あなたがおっしゃつておる保険料の引き下げや保証料の引き下げといふものは、十分その方向でわれわれはよく理解するわけありますから、実質いま出發をして、そのような農業者、借り受け人のほうに

影響のないよう方向で考えてほしい、こう思つております。

○内村(良)政府委員 保険料が下がりますれば、そのままストレートに保証料に反映するかどうかわかりませんけれども、保証料のほうも下げたいということで、とにかくとあります。

○野坂委員 今までにそれでお尋ねをしたわけですが、今日なお農業は異常な状態と言つてあります。したがつて、これから農業は異常な状態と言つてあります。非常に困難な状況であります。金融が特に農業の近代化あるいは生産性を引き上げる、経営の安定、こういう面に来た点は非常に大きいと思います。したがつて、今後とも十分配慮されていただくとともに、農政の上に反映していただき、農業者の皆さんのがよりよい生産意欲的なものを持ってしく、そういう姿にぜひ指導していただきたい、こういうふうに思います。

あと十分程度ござりますけれども、これはいまの農業構造改善事業の問題等もござりますので、これだけは委員長にお願いをして、残していただきたい。さらに検討して、あらためて質問させていただきたく、こういうふうお願いいたします。

○佐々木委員長 竹内猛君、終わります。

○竹内(猛)委員 農林中金法の改正及びこれに関する金銀法案の改正に関連をして、幾つかの問題を質問したいと思います。

まず第一に、農林金融は、農業の血液とも言うべき重要な役割りを果たしております。そういう農林金融が及ぼすその主体であるところの農業がいま非常に危機に瀕しておるということは、もう前々からの委員からも指摘されたところであります。この農業の問題について、私は先般以来質問を続けておりますけれども、ここでも一度明確に日本の農業の今後の方針、位置づけ、こういったものについて、先般官房長のほうからお話をあったように、日本農業の需給の見通しの問題について、その後あの案件をどういうぐあいに取り

扱われ、今後どのようにしようとしているのかといふことについて、まず承りたいと思うのです。

○三善政府委員 農産物の生産目標の取り扱いの問題で、先回も竹内先生から御質問を受けました。が、実は、四月二日に農政審議会が開かれまして、そのとき土地改良の長期十カ年計画を審議会におかりしたわけでございます。

そのときに、この農産物の長期需給見通しにつきましても、土地改良十カ年計画の一つの基礎の資料ともなつておりますし、農政審議会のほうにあります。が、金融が特に農業の近代化あるいは生産性を引き上げる、経営の安定、こういう面に

来た点は非常に大きいと思います。したがつて、今後とも十分配慮されていただくとともに、農政の上に反映していただき、農業者の皆さんのがよりよい生産意欲的なものを持ってしく、そういう姿にぜひ指導していただきたい、こういうふうに思います。

あと十分程度ござりますけれども、これはいまの農業構造改善事業の問題等もござりますので、これだけは委員長にお願いをして、残していただきたい。さらに検討して、あらためて質問させていただきたく、こういうふうお願いいたします。

○竹内(猛)委員 農産物の需給見通しにつきましては、これまで大体これをを中心にして検討をして部会を今後設けて、まず政府の食料需給の長期的見通し等を検討しながら審議をしていくことにして、つくりました農産物の需給の見通しをやります場合に、いままで大体一年くらいかかるておりますし、相当長期間をかけてやつていこうというお話でもありますので、私ども農林省としては、つくりました農産物の生産目標、これをやります場合に、いままで大体一年くらいかかることがありますし、相当長期間をかけてやつていこうというお話でもありますので、私ども農林省をその間農林政策の一つの基本的な考え方として進めていきたい、こういうふうに考えております。

○竹内(猛)委員 そうすると、前回のあれは農政審議会の議に付して、そうしてそれは大体一年くらいいかかる、こういうふうに理解していいわけですか。

○三善政府委員 農政審議会で、これから作成をしたい、また検討したい、と言つておられますのは、農業基本法に基づく農産物の長期需給の見通しとすることです。この農業の問題について、私は先般以来質問を続けておりますけれども、ここでも一度明確に日本の農業の今後の方針、位置づけ、こういったものについて、先般官房長のほうからお話をあったように、日本農業の需給の見通しの問題について、その後あの案件をどういうぐあいに取り

したのは、それを部会をつくつて今後検討をしていこうとしてござります。

その際に、私どもが、農林省がつくりました生産目標の試案、これはまだ審議会の先生方が今後どういうふうな審議をしていかれるか、その点はつきり確定はしておりません。ただ、部会をつくりしてやつて、こうということだけ、一応四月二日農政審議会できまつておりますので、おそらく

私が申し上げておりますのは、その際この農業資料ともなつておりますし、農政審議会のほうに御説明を申し上げました。農政審議会の御意向としては、これはこれとして尊重していくけれども、最近の世界の食糧の需給情勢、そういうことをもう少し真剣に検討すべきではないかという御意見が一つございました。そういうことを踏まえて、今後農業基本法に基づく農産物の需給の見通しといふのをひとつ検討し、議論していくこうということに結論としてなりました。

したがいまして、農産物の需給見通しにつきましては、これまで大体これをを中心にして検討をして部会を今後設けて、まず政府の食料需給の長期的見通し等を検討しながら審議をしていくことにして、つくりました農産物の需給の見通しをやります場合に、いままで大体一年くらいかかることがありますし、相当長期間をかけてやつていこうというお話でもありますので、私ども農林省によつて経営をして、運転をして、金が完全に償還できるかどうかということは、いま非常に問題になつて、それが一年くらいかかるとすれば、その間は当然これを土台にして、政策の指標にしていただきたい。どうふうにお答えをしているわけです。

○竹内(猛)委員 農林金融を適用するところの農業というものが、ほんとうに金を借りて、それに混亂をしているときに、こういうような段階において、農業政策というものについて今まで農業がいま不足をしており、国内においてもいろいろな疑惑や何かで買い占めがあつて、非常に問題になつて、農業政策というものについて今まで農業基本法といふ形でやつてきたけれども、この農業基本法の目的にした幾つかの施策といふものはほとんどそのとおりになつておらないというのだが、この前からの実態だと思うのです。そして政府のほうでも総合農政といふ形で今日やつてこれら、最近では高能率、高生産の農業といふ形で、ことばが先行して踊っているという状態になつてゐる。

そこで、先般も問題にしたわけですけれども、これは特に大臣にもこの間質問をしたのですが、この段階で今までの農業の諸法律といふものをもう一度再点検をして、農政審議会といふような場所じやなしに、もっと広い場所で、与野党の議員並びに生産農民、学識経験者、団体の代表とい

うようなものが集まつて、もつと広く大きく日本の農業といふものをここで再検討するというような委員会そのものをもつて、ほんとうにこの内外の情勢に対応できるような、農民に向かつて責任を持つよう、そういう委員会をつくる意思はないかどうか、この点をひとつせひ私は確かめたいと思うのです。

○竹内国務大臣 たしか竹内委員には前にもこのようないう御意見を言われたと思います。私はこうやって国会におきましても十分御論議をちょうだいしておりますし、また、先ほどのお話をも出ておりましたように、農政審議会もござります。

こういう場における論議といふものが、これがわれわれの農政上の十分参考になつて、そして諸施策の遂行に万端漏なきを期しておるわけでございまして、たいへんけつこうな御意見のようでございますが、どちらかというと屋上屋をつくるぎらいもなきにしもあらずでござります。いまおっしゃつたようなことにつきましては、たとえばここでいつも問題に取り上げられます昨年十月の農産物需給の展望、生産目標の試算といふような場合、これは団体の方々にも参加をしていただいて十分論議をした結果一つの案がまとまつた、こういうような事態でござりますので、私としては、

こういう国会や農政審議会やそういうところの御意見を十分尊重し、そしてしかも國權の最高機関たるこの立法府の委員会といふものが中心で動いていくことによって十分成果があがるものである。要は、行政の衝に当たつている私どもが、皆

さん方の御意見に十分耳を傾けておるかといふ御意見をまたよく検討しこなしておるかといふ誠意を持ってその面で努力をしてまいりたいと思ひます。

○竹内(猛)委員 これは委員長のほうに私ひとつお願いをしたいのですが、立法府でありますから、大臣の答弁はいまのような答弁しかできないと思う。委員長としてこれをひとつ善処するよう、今後いずれかの機会に取り計らつていただきたい。

○佐々木委員長 理事会等にはかりまして、今後処置をきめたいと思います。

○竹内(猛)委員 そこで、農業金融に関して、この金利、貸し出しの条件あるいは償還の期間等々の諸般の条件といふものはどういうものをもつて基準とされるか。幾つかの形の金融があると思ひます。あると思いますけれども、その一番の基礎になるのは何か。この点について。

○内村(良)政府委員 制度金融の代表的なものといたしましては、いわゆる公庫の貸し付けそれから近代化資金、それ以外に県がいろいろ県単でやつておる金融制度があるわけでござります。

その金利なり償還期間というのはどうやってきまるのかといふ問題でございますが、金融でございますから、いすれにしても原資があるわけでござります。

まず近代化資金の場合を例にとりますと、系統資金が原資になりまして、それに県と国とが利子補給をして、末端の金利が、現在までは農家の場合六分、それが今度五分五厘になるわけでございますけれども、そういうなかでこうになってるわけでござります。それから公庫資金の場合には運用部資金が原資になりまして、それ以外に、

公庫はもうできてからだいぶ歴史がござりますので、どんどん償還されてくる金が原資になるということで、いすれにいたしましても、その元はかかるつている金が原資になつておるわけでございます。

それから償還期間につきましては、先ほども申し上げましたけれども、金融でござりますから、その融資対象物の耐用年数といふようなものがおのずからやはり限度になるというようなこともあります。

その点についても十分考慮して金利体系をつくつております。

それから償還期間につきましては、先ほども申

し上げましたけれども、金融でござりますから、

その融資対象物の耐用年数といふようなものがお

のずからやはり限度になるというようなこともあります。

それから償還期間につきましては、先ほども申

ものは価格は要求どおりにきめてもらえない。たとえば先般の乳価がそうですね。保証乳価の価格にしても、七十四円十七銭というものを要求して、それが五十円にもならないといふ。こういう状況の中では、農家とすれば、農家の經營といふものが無視されたんではないか。だから、農家の収支のバランスというものはどうしてもそこに合つてこないということ。だから、むしろ金を借りて經營をやるよりも、金を借りなくて出かせぎに行つたほうが当面の生活はよろしいといふ。農家がたくさんで始めた。そうすると、いま政府が指導している多くの金を出して、多頭羽あるいは多数、大規模經營について、こういふのがなかなかうまくいっていないということとの関連は、われわれはそういふうな実態に触れているんですね。どうですか、農林省のほうでは。

○櫻内国務大臣 実情からいたしますと、そういう感じが出てくると思いますが、普通常識的にいふと、借入金といふものは、これが返済期には非常に価値が下がりますから、だから、借り得であるというような一般的な通念もあるわけでございます。いよいよ返すというところには、非常に価値が低くなつていくことになりますね。ですから、現に農業經營の中における実感といふものは、まさに竹内委員の言われたようことが非常に多いかと思ひます。一般的にはそうでない。そういう点から、一体それは借りるよりも、苦労していろいろ經營するより、一つの例として出かせぎがいいぢやないか。これはこれとして別途検討の価値のある問題だと思うのですね。その出かせぎに行って現金収入を得る、苦労してかりに農作をやる、それよりはその機会に出かせぎのほうが非常にいいんだ。これが農業問題の上からいふと、われわれとしては非常に遺憾な点でございまして、それも頭に置きながら一体これから農業經營をどういふうに進めていくのか。出かせぎが有利で農業は放棄する、こういう事態は現にわれわれとしてはいかなければならぬし、そういう事態が起こらないように、

ものは価格は要求どおりにきめてもらえない。たとえば先般の乳価がそうですね。保証乳価の価格にしても、七十四円十七銭といふものを要求して、それが五十円にもならないといふ。こういう状況の中では、農家とすれば、農家の經營といふものが無視されたんではないか。だから、農家の収支のバランスというものはどうしてもそこに合つてこないということ。だから、むしろ金を借りて經營をやるよりも、金を借りなくて出かせぎに行つたほうが当面の生活はよろしいといふ。農家がたくさんで始めた。そうすると、いま政府が指導している多くの金を出して、多頭羽あるいは多数、大規模經營について、こういふのがなかなかうまくいっていないということとの関連は、われわれはそういふうな実態に触れているんですね。どうですか、農林省のほうでは。

○櫻内国務大臣 大臣があまり時間がないようですから、これはほんとうはあす質問をしようと思つたんですが、あすも出られないようですから、若干質問をしておきます。

本年の生産者米価について、先般大臣は値上げをするというような発言をされたけれども、これは一体いつごろ、どういう形で米価を値上げする方針で臨まれるか、その米価の問題について。

○櫻内国務大臣 現在、この価格を諮問する米価審議会をいつ開くかということにつましましても、まだ農林省内で意見の取りまとめをいたしておりません。

ただ、私は記者会見の際に、記者の方々の質問に応じまして、農林省として十四、五の法案を用意しておるので、この状況からすれば、予算が終わってこれを御審議願うというだけで手一ぱいなことである、であるから、例年の米価決定の模様からすると、おそい時期に諮問せざるを得ない、こういうことが質問に応じて答えた第一点であります。

その次に、一体生産者米価をどうするのか、これは要望ですが、米価のほうはひとつ見出しのほうでやつてください。それから、食糧がいま非常に混亂している。日の新聞によく食糧の買いだめ、特にもち米の問題やいろいろありますけれども、各地区において一般の商人が米の買ひあさりをしておる状況があります。そういうときに、せっかく食管に相当な予算を出しておきながら、末端ではそれがうまく守られておらないという実情がある。

そこで、一つ大臣に率直にお伺いするのですが、大臣は現在自分で食べている米は、一体どういう種類の米を食べているか、それを聞かしてください。

○櫻内国務大臣 私、実はこれだけのやかましいときでございますから、うちの米はどうか、あした伝票を持ってまいつてもよろしくござりますが、私は標準価格米の配給を受けております。た

省が任命をしてきたと、いろいろきつつもある、こういうような点もありますけれども、問題はやはり役員構成の中にまだまだ民主的でない部分があつたように思うのですが、これをいまどのように改正しようとしておるか、これについて、ほんとうにならば、今日までの中金理事長の名簿なりあるいは役員のそれぞれの名簿なりを出してもらつて検討したいわけですけれども、そこまでやらなくて済む、農民金融として今後発展していくわけですから、やはりこの際この法改正を機会に、ひとつ農民に開かれた金融機関として発展するためには、どういうような方向に進めていくのかということについて承りたい。

はせんかく開かれた金融というのもこれは実際は農民に魅力のないものになってしまふ。そういう点で、今後も農林省としての日本の食料の自給の方向について、これも幾つかの議論はしたわけだけれども、大筋としてどういうような作目に對してどのような手当てをして、そしてそれをどういう方向で確保するか、こういう点についての米、小麦、畜産物、果樹、蔬菜、それにえさ、これらについて説明を求めていたいと思います。

○中尾政府委員 生産目標などの取り扱いをどうするかという御質問かと思いますが、少しくお答え申し上げたいと思います。

昨年農林省が生産目標を作成したのは、農政の基本方針といたしまして、穀料自給についての具体的な考え方を打ち出す必要性が高まってきたからでございます。また、土地改良長期計画及び新長期経済計画の策定のための基礎といたしましても長期展望に基づきます生産目標を明らかにする必要がありまして、農林省におきましてはこれを農林行政の指標、指針として取りまとめたものであります。必ずしもこれは閣議決定を行なわなくともその目的は十分達成できるという方向づけで農林省が考え上げたわけでございます。

しかしながら、先生御案内のとおり、昨年の世界的な異常気象といつものがたいへんな問題になりました、小麦であれ、大豆であれあるいはさらには米の問題にしましても、世界的な異常現象というような画期的なできごとで、いささかなりとも今までの気候が予想でき得なかつたというところに大きな農業生産の不振を招いたという原因が生まれたということは御案内のとおりでござります。そういう意味で、農産物の世界的な需給が逼迫してきているというような新しい情勢変化がまさに生じてきておりますので、このような動向を踏まえまして、農産物の長期需給見通しを作成することにつきまして、去る四月二日農政審議会に對して検討をお願いしたという段階に至ったわけでござります。

これを受けまして、同審議会では農産物の需給

見通し部会、これは川野重任東大名譽教授を主席としたとして、見通し部会を設置し検討を開始することになつておるわけでございますが、この作業は生産目標の試案を基礎に検討が行なわれるものと考えておる次第でございます。

農政審議会での検討は、おそらく一年間近くを要するのではないかと私どもは見通しを立てておるのでございますが、当分の間、生産目標の試案によりまして各般の施策を推進してまいりたいと考えておる所存でございます。

○竹内(猛)委員 その生産目標ですけれども、すでにえさにおいても米においても、いわゆる一番重要なものが、大豆もそうですが、もう混乱をしてしまつてござりますが、当分の間、生産目標の試案といふものは基礎がくずれたようわれわれは思つてゐる。だから、これを説明しても実感がない。

そこで、一年もかからずそういう議論をするということも、これは非常に問題だ。農家はあすから金を借りるわけでしょう。だから、結局問題は、農民に対しては、こういう方向で国は農政をやつしていくんだ、米はこれだけつくるんだ、麦はこうするんだ、このためには土地改良についてはこれだけの補助をする、これだけは地元で持つてもらいたい、農道あるいは機械についても、これはやはり國も補助するが町村でもひとつ協力してもらいたい、あるいはまた金融については、このような方向で金融の処置をした、こういうぐあいに一つ一つ明確にしていくわけですから、問題は、金を借りたときには、金を借りた者は支払わなければならぬ責任があるわけだ。

な段階で、一體農業というものに対してもんとうに打ち込んで、金を借りてまでやろうという氣持ちが起るからどうかということについては、現に起つておらないんだから、どうしてこれを起すかという点について、どうです、政務次官。

○中尾政府委員 これは先生御専門でござりますから、ほんとうに御指摘のとおりでござしまして、農業の問題におきましても、私どもが當日ごろ申しあげておりますように、自然現象を相手にする農業であるだけに、的確に北海道から九州に至るまでの農業地図を作成して、そしてどの県がどういう作物をつくっていくことが適地適作であるのか、あるいはその適地適作を生かすことによつて農林省当局もどのようにそれを応援し、主産地形成たらしめていけるのかということは、私どもは常日ごろそういう問題を踏まえながら、全国的なバランスを保つ農業というものをきめこまかく考えていこうと思っておるのでござります。

しかし、御指摘のとおり、それがいろいろの現象で思う計画どおりにいつておらないのは現実でござりますけれども、農業金融をどう改善するのか、こう端的に御質問をされますと、これはもうまことに通り一べんの答弁のようにお聞こえになるかもしれません、農業の体質をあくまでも強化いたしまして、農業の近代化をはかるためには基盤整備、価格政策等の各種の助成政策といふものが必要であることはもちろん、農業金融面においても農業者等のために必要な資金が円滑に供給される必要がある、このように私どもは基本的な考え方方に立つわけでございます。

そのため農業金融におきましても、大宗を占める農協系統の金融につきましては、元来農業者のためにあるという原点に立ちまして、ます系統の引き下げをやつたり、貸し付け限度額の引き上げなどをはじめとする改善措置をとることにいた

しまして、比較的に多角度に借り受けやすい方向に農家を持つていて差し上げたい。このように考えておるわけでございます。

また、農林公庫の資金につきましては、もうすでに御案内のとおりでございますが、農協系統の金融では対応できないところを補充しようという考え方の中で、土地改良資金の融資限度額の引き上げをしたり、また構造改善推進資金の限度額の引き上げ等、改善措置をはかりまして、これまた農家にできる限りこれに親しみ、なおかつ十分取引をいただくという形でこの制度を推進していくことを考えたわけでございます。

何せ、非常に問題をかかえております農業であります。いささかなりともがけつぶちに立つておる農業といふだけに、先生の御指摘のとおり、じや、金をだぶつかせてどうなるんだ、どのようにして借りられる方向に持っていくんだ、こういう御指摘はごもつともござりますけれども、その方向づけの中に私どもは銳意努力をしておることを御報告申し上げたいと思う次第でございます。

○竹内(猛)委員 西ドイツのようだ、たとえば五十年から五十年の先の計画を農家自体が立てて、その計画に向かって援助なり融資なりあるいはそれを前向きに進めていく、そのためにはやはり国的基本的な食料需給計画といふものが立っていなくちゃならない。だから、現在の農業、農政といふものを見ると、先のない、その場当たりの農政だから、金を借りるにも借りようがない。貸すほうだって、これは不安でかなわないと思う。だから、どうしても、集まつた金が農業という営農に、經營の面に回らないで、主として別な方向に回らざるを得ない状況になってしまふのではないかと思う。こういう点についてもう一度、農家自体が、どういうような規模の、どういう経営の農家を主体にしてこれからこの日本の農政をどうするのか、今度の中金法の改正によって、今度は直接に農家に貸し出しができるようになっているんだから、それらとの関連で一体どういう農家あるいはどういうような養豚あるいは飼農、養鶏をやっていったならば、現在の金利でも十分にやつていけるような形のものができます。

は飼農、養鶏をやっていったならば、現在の金利

でも十分にやつていけるような形のものができます。これは先ほど野坂委員が質問をしたのとやや関連するから、重複することについては答弁はいいけれども、どういうやうにしていったらほんとうに農業がやつていけるのかという点について、これはどうですか。

○内村(良)政府委員 先ほど大臣から自立經營農家の育成問題について御答弁がございましたけれども、やはり今後の農業の問題といたしましては、やや抽象的でございますが、他産業と均衡のとれた農家を育成していかなければならぬ。その場合には、先ほどお話をございましたように、經營規模が稻作については四一六ヘクタール程度、飼農については三十頭、四十頭程度の飼育農家など、お話をございました。これにつきましては大臣からも御答弁がございましたように、自立經營の育成と、あわせて團體的生産組織の育成をはかつて、実質的に非常に生産性の高い農業をつくつていかなければならぬというふうに考えておるわけ

がかなり密度高くあって、そこに經營のできるよか上から与えるのじやなくて、農民の自主性が引き出されるような農政といふものが一体できないのか、そのことをやはり私は政治に求めたいのです。これはどうですか。私の言っていること、わかります。

○内村(良)政府委員 私どもの所管しております金融制度の中に、先ほどお話を出ましたけれども、公庫資金の中に総合資金といふものがあるわけでございます。これは一農家当たり八百万、特認の場合には二千四百万まで貸すというような大きな金融をやることになりますけれども、そのお話ししてみたいと思います。

まず第一にアとして、当該經營の実質的担当者が比較的若年であつて、自立經營となる意欲と能労力を有し、かつ、これに必要な技術を習得している者でなければならないということをございまして、この段階では。ですから、全部の人々の顔を見て、あれにもいい、これにもいいということは無理だと思う。だとすれば、どういうような農家を中心にしてこれを育成し、それを援助し、そこに依拠して日本農業のあるべき姿と、いうものを見て、あれにもいい、これにもいいということは無理だと思う。だとすれば、どういうような農家を中心にしてこれを育成し、それを援助し、それがなればならない。なお、自立經營を目指すための総合的な計画を立てる必要があると思いましてけれども、そういう計画を立てる場合には、いろいろと都道府県知事の定めている諸指標に合致したものでなければならぬというようなことがないようにと、自由化の傾向があるということはいきますと、自由化の傾向があるということはいなめない事実だと思うのであります。しかし、日本の農産物自体が自由化することによつて受け

についてのこれから未来像といふものに対して非常に求めているだろう。いまはそれがない。あ

るいはまた都市近郊においてはどういう形のもののがいいのか。要するに、都市近郊においては面積とかあるいは市場に近いとか、営農技術だとか、そういったものが一つの中心になつていくだろう。だから、面積だけが中心でもない、といって本とかあるいは市場に近いとか、営農技術だとか、そういうものが中心じゃなくて、資本とかあるいは市場に近いとか、営農技術だとか、そういうものが一つの中心になつていくだろう。

とにかく、面積だけが中心でもない、といって本とかあるいは市場に近いとか、営農技術だとか、そういうものが一つの中心になつていくだろう。だから、面積だけが中心でもない、といって本とかあるいは市場に近いとか、営農技術だとか、そういうものが一つの中心になつていくだろう。だから、面積だけが中心でもない、といって本とかあるいは市場に近いとか、営農技術だとか、そういうものが一つの中心になつていくだろう。

家を、大いにこれから資金的その他におきましても融資対象といたしましてやつていくというこ

と、総合資金はそういう考え方をしているわけでございます。これは一つの例でございますか

……。

○竹内(猛)委員 この議論は、またあとでそのこ

とについてやりたいと思います。

そこで、どうしても私は、農本主義ではないけ

れども、このよだな國際情勢の中で、一億の国民の食料を新鮮にしてしかも良質なものを確実に供給するためには、日本の農業の果たす役割りとい

うものは非常に大きいと思う。だから、その農民に対して、いま言うように、意欲のある青年が農村に残つて、ほんとうに農業の中で生きていこう

といふような者を育成しなければならない、援助しないければならない、このことが農政に携わるわれわれの責任であり義務だとと思うから、ぜひこの

ことについてはこれからも続けて討議をしたい

し、先ほども委員長に要求したように、この委員会を通じてそれをするための会議を別につくつて、そして大いにこのことを討議して早く明らかにしていく必要がある、こういうふうに考える。

そこで、もう一つ重要な問題で、もし政務次官でわからなければ、これでもう終わりになりますけれども、貿易の自由化の問題で、また最近田中

総理は、いよいよ貿易の自由化も避けがたいだろ

う、今度はいよいよオレンジをやる、こういうことを新聞に書いておった。これはどうですか。自由化という問題について明確に自由化に反対をす

るということが言えますか。

○中尾政府委員 世界のいまの経済の動向からいきますと、自由化の傾向があるということはいなめない事実だと思うのであります。しかし、日

